

2024 年度第 2 回事務担当者会議

と き 2025 年 1 月 31 日 (金) 13:00~
ところ 北海道自治労会館 「4 F ホール」



会 議 次 第

1. 開 会
2. 道支部あいさつ
3. 議 題
 - I 加入推進について
 - II 共同推進の取り組みについて
 - III じちろうマイカー共済について
 - IV 団体生命共済継続募集事務について
 - V 退職時の手続きについて
 - VI 団体生命共済契約事務について
 - VII 親子共済の推進について
 - VIII 厚生労働省検査の指摘事項と周知について
 - IX コンプライアンスについて
 - X その他
4. 閉 会



こくみん共済
coop
自治労共済 推進本部
北海道支部

I 加入推進について

1. 各種キャンペーンの取り組みについて

自治労共済北海道発事務連絡（2024年12月24日付）再掲

長期共済・税制適格年金 全国統一キャンペーンの実施

1. キャンペーンの意味・目的

安定的かつ無理なく積み立てができる長期共済・税制適格年金の特徴や優位性の周知と加入拡大に向けて、「長期共済・税制適格年金」付帯キャンペーンを実施します。

あわせて、長期共済・税制適格年金の優位性の周知を通じて、団体生命共済未加入者の加入拡大に向けた取り組みを展開します。

2. キャンペーン名称

「長期共済・税制適格年金」付帯キャンペーン

3. キャンペーンの取り組み手順

(1) キャンペーン期間

2025年1月1日～3月31日

(2) キャンペーン概要

キャンペーン期間中を「申込日」とした長期共済・税制適格年金への新規加入や増口/増額付帯した組合員に対し、ノベルティを進呈します。

※新規加入・増口付帯には、随時払、中断契約からの再開（復活）、解約・新規を含みます。

(3) ノベルティ

【ハッピーちゃんラバーコースター】



<色：ネイビー> / サイズ：90mm

(4) ノベルティの組合員への進呈方法

- ① 対象者分のノベルティを道支部から単組へ送付します。
- ② 単組から対象者へ進呈します。

4. 周知資料

キャンペーンチラシおよび機関紙広告を以下の通り提供します。

長期共済・税制適格年金付帯キャンペーン チラシ（印刷物）	A 4 両面
長期共済・税制適格年金付帯キャンペーン チラシ（版下）	A 4 両面
キャンペーン機関紙広告（版下）	機関紙 2 段広告・ 3 段広告

※ハッピーちゃんネットにデータがあります。

① 長期共済・税制適格年金付帯キャンペーン チラシ

「ハッピーちゃんネット」→「教宣物」→「教宣物はこちら」→「010.印刷物」→「010.チラシ・冊子・ポスター」→「030.長期共済/税制適格年金」→「長期共済・税制適格年金 積み立てキャンペーンチラシ 第1版」

②-1 キャンペーン機関紙広告（2 段広告）

「ハッピーちゃんネット」→「教宣物」→「教宣物はこちら」→「015.版下 DATA」→「030.新聞 2 段広告 DATA」→「030.長期共済/税制適格年金」→「長期共済+税制適格年金「未来への安心 積み立てキャンペーン」（モノクロ・カラー）」

②-2 キャンペーン機関紙広告（3 段広告）

「ハッピーちゃんネット」→「教宣物」→「教宣物はこちら」→「015.版下 DATA」→「032.新聞幅 1/3-3 段広告 DATA」→「030.長期共済/税制適格年金」→「長期共済+税制適格年金「未来への安心 積み立てキャンペーン」（モノクロ・カラー）」

5. 長期共済・税制適格年金の学習会に関して

2025 年 2 月～3 月に開催予定の「単組執行部向けオンラインセミナー」にて、長期共済・税制適格年金の講座を開催します。あわせて、後日の動画配信も実施し、キャンペーン期間中に単組執行部等が学習できる機会を提供します。

6. 長期共済・税制適格年金のすすめ方

金融庁のウェブサイトに掲載されている通り、株式や投資信託を活用した金融商品は、収益性は高いものの安全性が低く、将来の資産形成を全てそれらに委ねることはリスクが高い。それに比べ長期共済・税制適格年金は、安全性が高く、収益性・流動性も一定確保されている安定的な資産形成手段であるため「まずはコアな資産形成手段として長期共済・税制適格年金の活用」を組合員に訴求し加入拡大をはかります。

主な金融商品		安全性	収益性	流動性
預貯金	銀行や郵便局にお金を預けること、またはその預けたお金	◎	△	◎
株式	会社が事業資金を集めるために発行する有価証券	△	◎	○
債権	発行体がお金を借りるために発行する有価証券	○	○	△
投資信託	多くの投資家から集めたお金を様々な資産で運用する仕組みの商品	△~○	○~◎	○

安全性：元本および利子の支払いが確実かの度合い

収益性：どのくらいの収益が期待できるかの度合い

流動性：必要になったときにすぐ換金できるかの度合い

<長期共済・税制適格年金の特徴>

制度名称		安全性	収益性	流動性
長期共済 税制適格年金	退職後の年金のための積立タイプの共済	◎	○ 予定利率 1.25%	○ 中途解約 可能

※予定利率は将来変更することがあります

7. その他

ご不明な点がございましたら、道支部（TEL011-747-1536）までお問い合わせください。

以 上

自治労共済北海道発事務連絡

2025年1月27日

単組執行委員長
各 加入団体代表者 様
単組担当者

こくみん共済 coop <全労済>
自治労共済推進本部北海道支部
事務局長 諸橋 克幸
(職印省略)

じちろうマイカー共済見積もりキャンペーンの実施について (2024年度第Ⅱ期：2025年2月～5月)

日頃の労働者自主福祉運動の発展にむけたご尽力に、心より敬意を表します。

さて、表記の件につきまして、下記のとおり取り組みを行います。お忙しいところ恐縮ですが、じちろうマイカー共済加入にむけた取り組みへのご協力をお願いします。

記

1. 2024年度じちろうマイカー共済見積もりキャンペーンの取り組みについて

(1) 取組期間 第Ⅰ期7～10月(終了)/第Ⅱ期2～5月

(2) 他損保(他共済)加入者を中心としたじちろうマイカー共済への切替・新規加入をはかります。単組においては、地本推進委員会と連携の上、じちろうマイカー共済学習会等*を企画し、学習会参加者を中心に見積もりキャンペーンの取り組みを行い、成果を他組合員に周知する取り組みをお願いします。

※道支部職員による直接訪問での学習会のほか、Zoomを使用したオンライン学習会の開催も行っておりますので、開催方法等についてはご相談ください。

2. 2024年度じちろうマイカー共済見積もりキャンペーン第Ⅱ期の取り組み

(1) 2025年2月～5月に実施します。

新規見積もりキャンペーンと車両損害補償付帯キャンペーンを同時に行います。

※重複対象も可能とします。

(2) 見積もりキャンペーン中に、見積もりや車両損害補償付帯を依頼された方に、ノベルティをプレゼントします。

後日、単組に送付いたしますので、応募者へお渡しいただくようお願いします。

(3) キャンペーンチラシを送付しますので、他損保(他共済)加入者等へ配布と、キャンペーン参加への声かけをお願いします。不足分につきましては道支部へご依頼ください。

※チラシ裏面の見積依頼書は、2025年4月制度改定用(4月以降共済期間開始用)となっております。お手数ですが、2月中の効力開始日(3月共済期間開始)の場合は同封の(2021年11月制度改定版)をご使用いただきますようお願いいたします。

※併せて「見積依頼書／2025年4月制度改定版（新規用・変更用）」も同封いたしますので、キャンペーン終了後など、お見積り依頼をいただく際にご使用ください。

- (4) キャンペーンお申込みの際は、①じちろうマイカー共済見積依頼書、②現在ご加入されている保険証券（共済証書）のコピー、③車検証（自動車検査証記録事項）のコピーを道支部までFAXにて送信ください。

※期間中、見積依頼書にてお申込みされた方は、自動でキャンペーン対象となります。

- (5) ノベルティ

- ・新規見積もり　　－ハッピーちゃんマーカー付きボールペン
- ・車両損害補償付帯－ハッピーちゃん軍手

※ノベルティは変更になる可能性もございます。

ノベルティ送付スケジュール

都度の送付ではなく、これまで通り月ごとに取りまとめをし、応募者リストとノベルティを翌月上旬に発送予定。

3.ご注意点について

- (1) キャンペーンお申し込みは、単組を通じてお申し込みいただくこととします。

※お見積もりのご回答につきまして、お時間をいただきますので、ご了承ください。

- (2) 他損保（他保険）加入者の、じちろうマイカー共済への切替新規加入を主な目的としておりますが、マイカー共済既加入者の増車に伴う新規見積もりや、純新規（他保険・他共済の加入なし）についてもキャンペーンの対象とします。

- (3) 加入申込事務は、従来通りです。加入にあたり加入申込書等のご提出が必要となります。

【道支部へのお見積り依頼・加入手続きについて】

効力開始日は、車両の納車日、現在ご加入の自動車保険（共済）の満期日などに応じて、申込日翌日から30日以内の指定が可能です。

ただし、加入申込書の提出が印字された効力開始日以降の場合は、道支部での受付日の翌日が効力開始日となります。道支部へは、効力開始日の10日前までにご依頼をいただき、効力開始日前に道支部へ申込書が届くよう、ご案内をお願いします。

【手順】

①契約者より見積依頼書を受ける→②見積依頼書を道支部へFAX→③道支部にて見積書を作成し単組へ送付→④見積書内容を契約者に確認してもらう→⑤加入内容が決定したら、道支部に申込書出力を依頼する（※申込書出力の際、決定した見積書に「OK 申込書出力依頼」等と記入して道支部にFAX）→⑥申込書を単組へ送付→契約者が申込書に記入（捺印）し道支部へ返送。到着の翌日が最短での効力開始となる
※申込書出力依頼は、ミスを避けるため必ず決定した見積書（プラン）をFAXください。

5.その他

ご不明な点につきましては、道支部（電話 011-747-1536）までお問い合わせください。

以上

2. 2025年4月新規採用者対策・未加入者対策について

(1) 基本的な考え方と対策

<2025年4月新規採用者>

① 自治労の運動方針と、自治労共済推進本部の事業推進方針をふまえ、全ての単組で以下に取り組むこととします。

ア. 早期の新採説明会の開催

イ. 単組役員による共済制度説明の追求

ウ. 組合とじちろう団体生命共済の同時加入

② 新入組合員は契約期間2満期の間は例月加入が可能です。あらゆる機会を捉え団体生命共済加入推進をはかります。

例) 団体生命共済7月発効単組(共済期間:7月~6月末日)

2025年4月採用者 2025年5月発効~2025年6月発効(1満期目)

2025年7月発効~2026年6月発効(2満期目)

この間は継続募集時以外での例月加入が可能です。

<未加入者>

① 組織化とあわせた共済加入

2024年4月以降の新規採用職員で、組合に未加入の職員に対しては、引き続き自治労道本部や単組が実施する組織化対策にあわせ、じちろう共済への同時加入を追求し、取り組みを進めます。

② 組合(基本型)加入者の団体生命共済未加入者対策の実施

ア. 2024年4月新規採用職員のうち、組合に加入し基本型加入にのみとどまっている組合員に対しては、2025年4月新採対策の前に再度、団体生命共済の加入を働きかけることとします。(注1)

具体的には2025年1月~3月の「長期共済・税制適格年金付帯キャンペーン」期間また、継続募集期間を活用した個別オルグ、個別保障相談会、説明会・学習会を実施し、加入推進に取り組むこととします。

イ. 簡易版未加入者申込書またはツールの提供

基本型加入者で団生、長期・税適未加入者の「簡易版未加入者プレ印字申込書」(注2)を出力提供します。希望単組は道支部へご連絡ください。(個人情報につき該当全単組には送付しません)

2024年度 新規採用者加入状況調査（2024年11月1日基準）：2024年5月～11月発効分

（注1）

組 合		新規組合員 じちろう共済加入（人数）						
組合 コード	団体名_漢字	基本型	団生 (本人)	長共 (月払)	長共 (半年払)	税適 (月払)	税適 (半年払)	マイカー
002	札幌市労連共済センター	994	7	4	0	0	0	2
003	自治労千歳市職員労働組合	20	0	0	0	0	0	0
004	江別市職員労働組合	15	0	0	0	0	0	0
005	自治労小樽市役所職員労働組合	36	1	0	0	0	0	1
006	旭川市役所労働組合連合会	25	1	0	0	0	0	0
007	自治労富良野市労働組合連合会	6	5	0	1	0	0	0
008	自治労留萌市職員労働組合連合会	24	0	0	0	0	0	3
009	岩見沢市役所職員組合	12	0	0	0	0	0	0
010	室蘭市役所職員労働組合	15	1	1	0	1	0	0
011	自治労苫小牧市職員労働組合	43	3	2	0	0	0	3
012	網走市役所労働組合連合会	18	18	0	0	0	0	0
013	自治労北見市職員労働組合連合会	46	1	0	0	0	0	1
014	紋別市役所労働組合連合会	6	0	0	0	0	0	0
016	士別市職員労働組合連合会	19	0	0	0	0	0	0
017	自治労名寄市職員労働組合連合会	66	5	1	0	0	0	3
018	自治労稚内市労働組合連合会	30	1	0	0	0	0	0
019	函館市役所職員労働組合	79	5	0	0	0	0	1
020	深川市職員労働組合	28	0	0	0	0	0	3
021	自治労芦別市職員労働組合連合	16	2	1	0	1	0	0
022	赤平市職員労働組合	12	0	0	0	0	0	0
023	滝川市職員労働組合	49	2	0	0	0	0	1
024	砂川市職員労働組合連合会	61	0	0	0	0	0	1
025	自治労歌志内市職労働組合	8	0	0	0	0	0	0
026	自治労美唄市職員労働組合	2	0	0	0	0	0	1
027	三笠市職員労働組合	16	0	0	0	0	0	0
028	夕張市職員労働組合	4	0	0	0	0	0	0
029	釧路市役所労働組合	12	6	1	0	0	1	7
030	自治労帯広市役所労働組合連合会	34	0	0	0	0	0	2
034	小樽市立病院職員労働組合	32	1	0	0	0	0	0
036	市立函館病院労働組合	70	1	0	0	0	0	2
037	市立岩見沢病院職員組合	61	0	0	0	0	0	1
038	市立室蘭総合病院労働組合	29	1	0	0	1	0	0
039	苫小牧市立病院職員組合	30	0	0	0	0	0	0
040	自治労当別町職員組合	11	1	0	0	0	0	0
041	余市町職員労働組合	7	0	0	0	0	0	0
042	倶知安町役場職員組合	3	0	0	0	0	0	0
043	寿都町役場職員組合	1	0	0	0	0	0	0
044	黒松内町職員組合	6	0	0	0	0	0	0
045	岩内町職員労働組合	7	0	0	0	0	0	0
046	比布町職員組合	3	0	0	0	0	0	0
047	美深町職員組合	7	0	0	0	0	0	1
048	上川町職員労働組合	2	0	0	0	0	0	1
050	自治労羽幌町職員組合	6	0	0	0	0	0	0
055	自治労浜頓別町職員労働組合	6	0	0	0	0	0	0
061	自治労木古内町労働組合連合会	7	0	0	0	0	0	0
062	北斗市職員労働組合	6	1	1	0	0	0	0
063	自治労七飯町労働組合連合会	3	0	0	0	0	0	0
065	長万部町職員労働組合	5	0	0	0	0	0	0
066	自治労森町職員労働組合	5	0	0	0	0	0	0
068	乙部町職員組合	2	0	0	0	0	0	0

2024年度 新規採用者加入状況調査（2024年11月1日基準）：2024年5月～11月発効分

（注1）

組 合		新規組合員 じちろう共済加入（人数）						
組合 コード	団体名_漢字	基本型	団生 （本人）	長共 （月払）	長共 （半年払）	税適 （月払）	税適 （半年払）	マイカー
069	上砂川町職員労働組合	5	0	0	0	0	0	0
070	奈井江町職員組合	5	0	0	0	0	0	0
072	月形町職員組合	1	0	0	0	0	0	0
074	安平町役場職員組合	11	0	0	0	0	0	0
076	浦河町職員労働組合	13	0	0	0	0	0	1
078	えりも町職員組合	7	0	0	0	0	0	0
079	自治労様似町役場職員組合	1	0	0	0	0	0	0
080	自治労新ひだか町職員組合	10	0	0	0	0	0	0
081	平取町職員労働組合	4	1	0	0	0	0	0
085	自治労標茶町役場職員労働組合	5	5	0	0	0	0	0
086	自治労厚岸町職員組合	7	0	0	0	0	0	0
088	池田町職員労働組合	11	0	0	0	0	0	0
089	自治労幕別町職員組合	9	0	0	0	0	0	0
090	土幌町職員組合	13	0	0	0	0	0	0
091	新得町職員組合	6	0	0	0	0	0	0
092	陸別町職員組合	7	0	0	0	0	0	0
093	自治労斜里町職員労働組合連合会	12	12	1	0	0	0	1
094	小清水町職員組合	3	0	0	0	0	0	0
095	美幌町職員組合	9	0	0	0	0	0	0
100	自治労遠軽町職員労働組合連合会	1	0	0	0	0	0	0
104	滝上町職員労働組合	5	0	0	0	0	0	0
109	中標津町職員組合	9	1	0	0	0	0	1
110	標津町職員組合	3	0	0	0	0	0	0
116	初山別村職員組合	2	0	0	0	0	0	0
117	猿払村職員組合	1	0	0	0	0	0	0
118	鹿部町職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
119	別海町職員組合	13	0	0	0	0	0	0
125	自治労音威子府村職員組合	3	0	0	0	0	0	0
126	自治労中札内村役場職員組合	1	1	0	0	0	0	0
128	自治労豊富町職員労働組合	5	0	0	0	0	0	0
129	足寄町職員労働組合	17	0	0	0	0	0	0
130	本別町役場職員組合	7	0	0	0	0	0	0
131	剣淵町職員労働組合	4	0	0	0	0	0	0
133	八雲町職員労働組合	11	1	1	0	1	0	0
134	自治労増毛町職員組合	3	0	0	0	0	0	0
135	自治労登別市職員労働組合	17	0	0	0	0	0	0
139	南幌町職員組合	7	0	0	0	0	0	0
140	北海道市町村職員共済組合職員労働組合	2	0	0	0	0	0	0
142	上士幌町職員組合	8	0	0	0	0	0	1
143	自治労北海道都市職員共済組合労働組合	5	0	0	0	0	0	0
144	自治労伊達市労働組合連合会	14	0	0	0	0	0	1
146	妹背牛町職員組合	2	0	0	0	0	0	0
148	豊頃町役場職員組合	9	1	0	0	0	0	0
149	栗山町職員労働組合	9	0	0	0	0	0	0
150	南富良野町職員組合	7	0	0	0	0	0	0
151	自治労むかわ町職員組合	5	0	0	0	0	0	0
152	中川町職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
155	ニセコ町職員組合	15	0	0	0	0	0	0
157	占冠村職員組合	2	0	0	0	0	0	0
158	広尾町職員組合	8	0	0	0	0	0	0

2024年度 新規採用者加入状況調査（2024年11月1日基準）：2024年5月～11月発効分

（注1）

組合 コード	組 合 団体名_漢字	新規組合員 じちろう共済加入（人数）						
		基本型	団生 （本人）	長共 （月払）	長共 （半年払）	税適 （月払）	税適 （半年払）	マイカー
159	興部町職員組合	13	0	0	0	0	0	0
160	自治労恵庭市職員労働組合	9	1	0	0	0	0	0
161	浜中町役場職員組合	1	0	0	0	0	0	1
162	訓子府町職員組合	4	0	0	0	0	0	0
163	上ノ国町役場職員組合	1	0	0	0	0	0	0
166	真狩村役場職員労働組合	2	0	0	0	0	0	0
167	浦幌町役場職員組合	4	0	0	0	0	0	0
170	新篠津村職員組合	1	0	0	0	0	0	0
171	京極町役場職員組合	4	0	0	0	0	0	0
173	清里町職員労働組合	5	0	0	0	0	0	0
175	自治労せたな町役場職員組合	2	0	0	0	0	0	1
182	北広島市職員労働組合	19	0	0	0	0	0	0
185	島牧村職員組合	5	0	0	0	0	0	0
187	更別村役場職員組合	1	0	0	0	0	0	0
188	自治労石狩市職員労働組合	25	1	0	0	0	0	0
189	日高町職員組合	9	3	3	0	0	0	1
191	自治労洞爺湖町職員労働組合連合会	3	0	0	0	0	0	0
194	自治労仁木町職員労働組合	11	0	0	0	0	0	0
195	自治労清水町役場職員組合	6	0	0	0	0	0	0
197	自治労共和町役場職員労働組合	5	0	0	0	0	0	0
199	当麻町役場職員組合	6	0	0	0	0	0	0
203	自治労上富良野町職員組合	3	1	0	0	0	0	2
204	芽室町職員組合	7	0	0	0	0	0	0
206	白老町職員労働組合	8	0	0	0	0	0	1
207	音更町職員組合	14	0	0	0	0	0	0
208	雨竜町職員労働組合	4	1	0	0	0	0	1
209	自治労大樹町職員労働組合連合会	5	0	0	0	0	0	0
210	北海道国民健康保険団体連合会職員労働組合	7	0	0	0	0	0	0
211	北竜町職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
212	釧路町役場職員組合	7	0	0	0	0	0	0
217	自治労根室市職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
219	ウォーターエージェンシー北海道労働組合	2	0	0	0	0	0	0
222	自治労亀田清掃労働組合	2	0	0	0	0	0	0
230	自治労白老町社会福祉協議会職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
236	自治労苫小牧市社会福祉協議会職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
247	日本クリーン北海道労働組合	1	0	0	0	0	0	0
309	東神楽町社会福祉協議会職員組合	5	0	0	0	0	0	0
311	自治労南部桜山衛生処理施設職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
312	共和町社協ユニオン	3	0	0	0	0	0	0
313	白糠町役場職員組合	14	0	0	0	0	0	1
315	自治労厚沢部町職員組合	2	0	0	0	0	0	0
318	豊和会・一徹労働組合	2	0	0	0	0	0	0
327	松前なでん荘職員組合	3	0	0	0	0	0	0
328	函館市公共サービス労働組合	1	0	0	0	0	0	0
341	函館市交通労働組合	2	0	0	0	0	0	0
522	自治労くしろ児童厚生員ユニオン	5	0	0	0	0	0	0
525	江別市立病院労働組合	3	0	0	0	0	0	0
801	北見市消防職員協議会	9	0	0	0	0	0	0
806	深川消防職員協議会	2	0	0	0	0	0	0
814	本別消防職員協議会	2	0	0	0	0	0	0
817	森町消防職員協議会	2	0	0	0	0	0	0
901	全北海道庁労働組合連合会	423	6	4	1	2	0	23

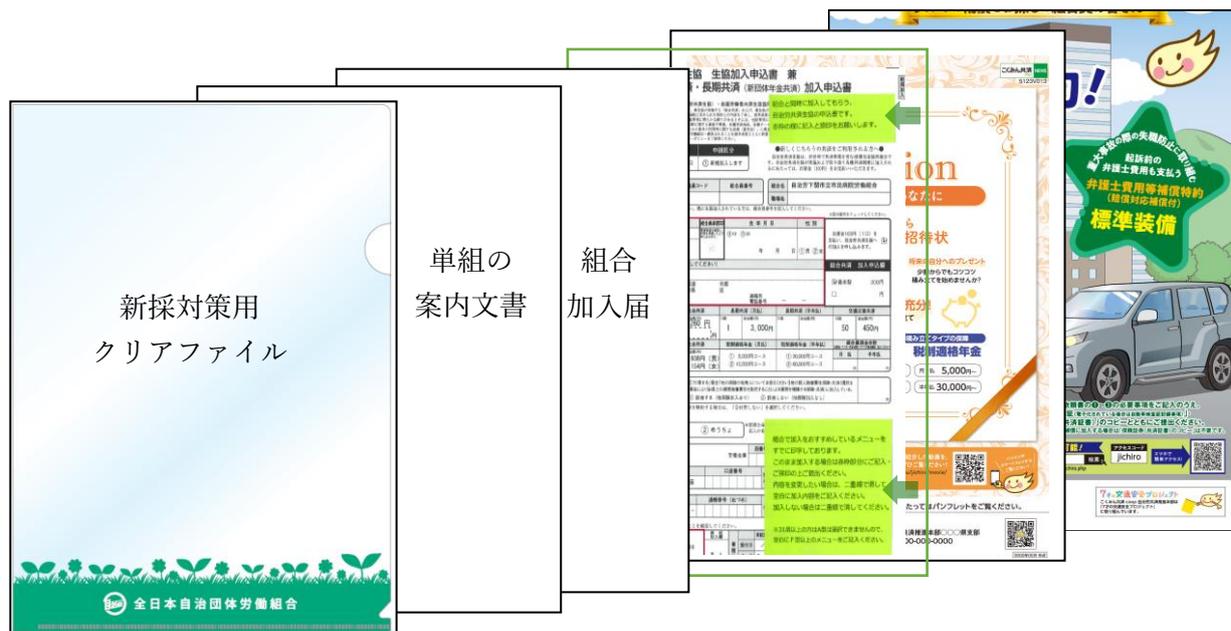
(2) 推進支援ツールの提供

① 新たに提供するツール 「新採対策用クリアファイル」

自治労が作成するクリアファイルの裏面にじちろう共済制度の広告を掲載したクリアファイル。

組合加入届や共済加入申込書等を、新規採用職員に「配布し、回収する」ツールとして活用する。希望部数を道支部より単組へ送付します。

【取り組みのイメージ】



(裏面は自治労共済推進本部の広告)

② 動画ツール

ア. 「知ろう、考えよう！ お金や共済のこと」 (約 10 分)

内容 公的な保障制度の仕組みや、労働組合が共済に取り組む意義、自治労共済が設立された意味などを分かりやすく解説する動画

《公開先》

産別ネットワーク (教育研修ポータル)、自治労モバイル YouTube で配信中。

QR コード



イ. 「これだけは知ってほしい！じちろう共済の3大保障」動画（約10分）

じちろう共済の各制度（団体生命共済、長期共済・税制適格年金、じちろうマイカー共済）について、わかりやすく制度内容を説明する動画。新採に限らず、継続募集やスポット募集でも活用できる10分程度の動画。単組説明会での制度説明を補完するツールとしても利用する。

≪公開先≫ 自治労共済推進本部のホームページ

ウ. 「備えて守って補償する じちろうマイカー共済」動画（約15分）

マイカー共済の制度説明だけでなく、万一事故を起こした時の対応や、事故の未然防止なども含む内容で、学習会等でも活用できるもの。

≪公開先≫ 自治労共済推進本部のホームページ

③ パワーポイント資料

「●●労働組合と“じちろう共済”への加入のすすめ～安心・安全な社会人生活の為に～」

≪公開先≫ じちろう共済ネット・ハッピーちゃんネット「推進支援ツール」⇒「学習会資料」

⇒「新規採用者対策」

④ 推進制作物

新規採用者向け印刷物、版下データ等をハッピーちゃんネットに掲載しています。

ハッピーちゃんネット → 推進支援ツール → 教宣物 → 教宣物はこちら → 001 新採むけカテゴリ

* ハッピーちゃんネット未導入単組で教宣物データをご希望の単組は道支部までご連絡ください。

団体生命共済を主としたチラシ（版下データ/ハッピーちゃんネットに公開中）

「じちろう共済から安心のミライへの招待状」(A3 両面2つ折り) 2025年1月改定版

<見本P●-●参照>

「ハッピーちゃんネット」→「015.版下 DATA」→「010.チラシ・冊子・版下 DATA」

→「025.団体生命共済」→「2025年01月改訂 団体生命共済+長期共済「じちろう共済から安心のミライへの招待状チラシ」

⑤ 教宣物

ア. 道支部作成物「2025年新入組合員向け特集号（道本部機関紙版）」

1) 時期 3月上旬

2) 内容 自治労共済メニュー

3) 送付数 各単組一定数（必要追加分は注文表にて受け付けます）

※「WITH YOU」、「じちろう共済カタログ」、「新入組合員用マンガ解説資料（はじめましてじちろう共済です）」、「新採ノベルティ」については道本部より案内があります。

病气やけがのトータル保障

生命・医療保障

団体生命共済

団体定期生命共済・個人賠償責任共済

手ごらな掛金で充実の保障!

月額 組合員本人〜35歳
 男性: ●●●●●円
 女性: ●●●●●円

*2011年1月〜2012年12月までの掛金です。制度変更により1年ごとに掛金が変更しており、2013年1月1日からの更新料から本則表のとおりです。
働くあなたをサポートする、安心の保障内容

■ **不慮の事故(けが)は、通院保障も充実**
 ■ **入院前後の通院を保障**
 ・5日以上の通院は、入院がなくても保障
 ・固定具(ギプスなど)の装着期間も、条件を満たせば通院とみなします



1日につき ●●●●●円

■ **もちろん入院は日帰りから**
 ・けがも病室も、**日帰り入院から保障**
 1日につき ●●●●●円



■ **けが・病気の手術を、入院の有無を問わず保障**
 ・154種類に分類される手術が対象
 ・入院日額の40倍or20倍or10倍をお支払い
 1回につき ●●●●●万円



■ **万一のときの保障も**
 ・死亡・重度障害がいのときにも大きな安心
 ●●●●●万円(けがの死亡は●●●●●万円)



■ **他にもさまざまな保障をセット**
 臓器提供のための手術 10万円
 けがで身体障がい状態 ●●●●●万円〜●●●●●万円
 がん診断 ●●●●●万円(上皮内がん診断は●●●●●万円)



■ **例えばこんなときも安心!**
 ● **サッカーで足を骨折**
 ・通院3日(入院なし)
 ・ギプスを20日装着(通院3日を含む)
 通院日額 ●●●●●円 ×20日 = お支払い額 ●●,●●●●●円
 条件を満たせば、けがでの固定具装着期間も通院期間とみなす場合があります!



■ **法律上の損害賠償責任が生じる日常の「もしもの事故」に備えられます。**
個人賠償責任共済
 + 月額 **200円** で3億円
 各自治体で進む「自転車保険(共済)の加入義務化・努力義務化条例」にも対応!
 ※自転車・歩行者に加入、または住宅に居住している旨の旨の火災共済300円以上に加入している旨の旨に加入する必要があります。実際の金額にご確認ください。



将来に向けて計画的にコツコツ

退職後のための積み立て

長期共済

退職後・高齢年金共済・個人年金共済・個人医療共済・個人生命共済

今から始めて賢く積み立て!
 月払:1口3,000円 半年払:1口18,000円
 限度口数:月払と半年払あわせて50口まで



今から始める、未来の自分へのプレゼント

積立年数	積立金(積立金)	返戻率
5年	180,000	100.4%
10年	360,000	103.3%
20年	720,000	109.6%
30年	1,080,000	116.4%
40年	1,440,000	123.7%

退職後の年金給付のために積み立てをする制度です。他にも、終身の医療給付、遺族(死後)給付の用意があります。退職後の安心のために、今から積み立てを始めましょう。

ここが安心
 退職後の保障が充実しないとでは、これまでの積み立てを「無駄な資金」として受け取ることもできませんので、気兼ねに始めることができます!

積み立ては「早め」が効果的!

積立期間を長くするだけで、積立金にこれだけの差があります。



税制適格年金

個人年金共済

年金専用の積み立てタイプの共済!
 月払: 5,000円コース or 10,000円コース
 半年払: 30,000円コース or 60,000円コース

在職中の掛金は「個人年金保険料控除」の対象となり、節税効果も見込めます

例: 月払5,000円コースに加入の場合
 所得税 3.5万円 × 10% + 2.8万円 × 10% = 年6,300円

個人年金保険料控除は所得控除3.5万円と住民税2.8万円の所得控除が受けられます。
 ※左記は試算であり、実際の控除額は実際の条件により異なる場合があります。

※積立金額は、本プラン作成日現在の予定利率(2.5%)をもとに計算したもので、みな、予定利率が変動する可能性があります。
 ※本プランは、個人年金保険料控除の対象となるため、個人年金保険料控除が受けられます。
 ※本プランは、個人年金保険料控除の対象となるため、個人年金保険料控除が受けられます。

3. 新採対策に向けた「単組役員向けオンラインセミナー」の開催について

北海道支部事務連絡 2025 年 1 月 7 日付

<開催の主旨>

新規採用職員の組合加入と同時の団生全員加入の方針のもと、さらなる加入拡大をはかるためには、単組の推進担当者が共済運動の意義と制度の優位性を理解し組合員に自信を持って勧めることが必要なことから、単組役員向けのオンラインセミナーを開催します。あわせて単組における推進担当者の育成支援もめざします。

(1) 主催

自治労本部共済推進委員会

(2) 講師

自治労本部共済推進委員会

FP ユニオン Labo

(3) セミナーの形態・日程

セミナーは全て Zoom によるオンライン開催とし、昼休時間に参加可能となるよう、1 回 30 分の講座を、3 回講座として開催します。

開催日程は以下の通り。

回数	日時
第 1 回講座	2025 年 2 月 20 日 (木) 12 時 15 分～12 時 45 分
第 2 回講座	2025 年 2 月 27 日 (水) 12 時 15 分～12 時 45 分
第 3 回講座	2025 年 3 月 6 日 (木) 12 時 15 分～12 時 45 分

セミナーは 12 時 45 分で一旦終了しますが、その後も引き続き参加者からの質問に答える時間を設けます。引き続き参加可能な方はご参加をお願いします。

(4) セミナー参加者の募集と参加者報告

- ① 受講者は登録制で、原則として全講座を受講できる単組共済担当者（単組役員・単組共済推進委員・書記）とします。
- ② アカウントの上限が 1,000 アカウントとなりますので、上限を超える場合は調整をさせていただきます場合があります。
- ③ 1 単組からは参加者 1 人を登録していただきますが、単組書記局から複数人で視聴することも可能とします。（ただし Zoom アカウントの使用は 1 単組 1 つ）
- ④ 「参加報告書」に記入の上、自治労共済推進本部北海道支部へ FAX 送信をお願いします。自治労共済推進本部北海道支部 FAX：011-747-1876

締切日 2025 年 2 月 4 日 (火)

(5) セミナー内容

	講演内容
第1回	『労働組合はなぜ共済運動をすすめるのか？～自治労共済の意義～』 講師：自治労本部共済推進委員会 組合が共済を推進するのはなぜなのか、組合員にとってどんなメリットがあるのかなど、共済推進の意義と新採対策（組合と共済の同時加入）について説明します。
第2回	『可処分所得を増やし、組合員を守る3つの安心とは』 講師：FPユニオンLabo ●カリキュラム（じちろうマイカー共済、団体生命共済） ・ネックと思うな！組合費！ 組合加入で可処分所得は増える！ ・失職で人生が大きく変わる！失職を防ぐ唯一無二のマイカー共済！ ・団体生命共済が最強と言える理由（わけ） ・死亡、医療保障だけではない！重度障がいの強み
第3回	『長期共済・税制適格年金の強みを最大限に伝える方法』 講師：FPユニオンLabo ●カリキュラム（長共・税適） ・（長期共済、税制適格年金の魅力伝える上で）知っておきたい資産運用3つのポイント ・各種金融商品（制度）の住み分け ・NISA,iDeCoを味方にできる考え方 ・長期共済、税制適格年金の魅力が光る伝え方

(6) 視聴方法およびセミナー資料

- ① 参加者は、単組書記局のPCや、タブレット・スマホ等を各自で手配いただいた上で参加をお願いします。
- ② セミナー資料およびオンラインセミナー参加に必要なZOOMのID・パスワードは、別途通知します。

(7) その他

見逃し配信は3月中旬以降を予定

4. 再任用・再雇用者、早期退職者対応

(1) 再任用・再雇用者の継続利用

2025年3月末は61歳が定年退職をむかえることで、多くの組合員が再任用・再雇用を選択すると思われます。再任用・再雇用者の共済制度継続利用を案内し、あわせて、長期共済・税制適格年金加入者へは退職金を利用した「随時払の活用」をご案内します。

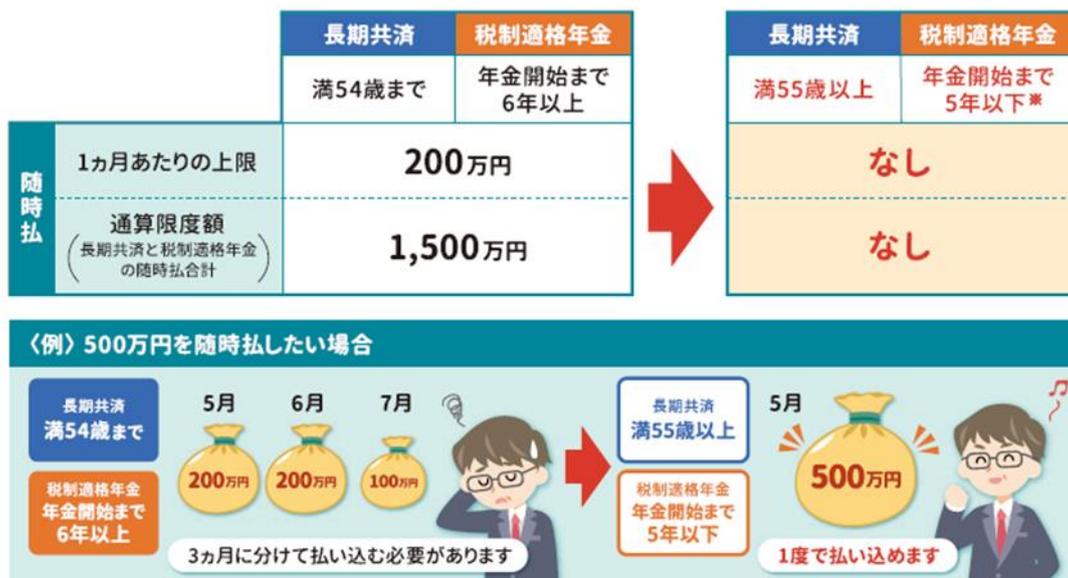
(2) 早期退職者対応

2025年3月末以降も早期退職が予想されることから、早期退職予定者の情報把握と、退職後も自治労共済制度利用が可能な組合員（年齢満50歳以上、勤続年数25年以上）へ制度利用案内に取り組みます。

(3) 長期共済の「随時払」制度の周知

在職中（再任用・再雇用中も含め）は長期共済・税制適格年金の積み立て、退職後は年金給付を選択することで、安定的に退職後の資産形成に活用できることから、再任用・再雇用予定者へは、以下の内容を周知します。

- ① 長期共済は、55歳以上(注)になると、1ヶ月あたりの払込上限額や随時払の通算限度額がなくなるため、払込掛金累計限度額（長期共済と税制適格年金を合算して6,000万円）までは随時払を活用できることから、再任用・再雇用者に退職金の随時払による活用について訴求します。



※年金開始までの期間が5年以下となった時(例：年金開始年齢満60歳の場合は、満55歳以上)

< 随時払の積立金額例表 >

払込掛金	積立金・解約返戻金				
	1年(12ヶ月)	2年(24ヶ月)	3年(36ヶ月)	4年(48ヶ月)	5年(60ヶ月)
500万円	500.6万円	506.4万円	512.2万円	518.1万円	524.1万円
1,000万円	1,001.3万円	1,012.9万円	1,024.5万円	1,036.3万円	1,048.2万円
2,000万円	2,002.7万円	2,025.8万円	2,049.0万円	2,072.6万円	2,096.5万円
返戻率	100.1%	101.3%	102.5%	103.6%	104.8%

(注) 年金開始までの期間が5年以下となったとき長共・税適それぞれの随時払の限度を緩和

< 即時受取開始で年金年額12万円の確定年金に移行した場合 >

	掛金額	受取年金額	経過利息	受取合計	掛金との差
5年 確定年金	591,221円	600,000円	5,600円	605,600円	+ 14,379円
10年 確定年金	1,145,836円	1,200,000円	11,200円	1,211,200円	+ 64,364円
15年 確定年金	1,668,991円	1,800,000円	16,800円	1,816,800円	+147,809円

※組合員本人の年金は「年2回後払い」のため、年金年額12万円に対し経過利息(約1,120円)が支払われる

※年金年額24万円の場合は上記の2倍、年金年額120万円の場合は10倍

Ⅱ 共同推進の取り組みについて

1. 損害調査業務の抜本改革の取り組み

別紙参照

2. 自賠責共済の取り組み

別紙参照

3. 住まいる共済無保障者をなくす見積もりキャンペーン

2025 道本部企画総務局事務連絡・自治労共済北海道発事務連絡(2024 年 12 月 17 日)再掲

2025 道本部企画総務局事務連絡
自治労共済北海道発事務連絡
2024 年 12 月 17 日

各地方本部執行委員長 様
各単組・総支部執行委員長 様
各協力団体代表者 様
各推進委員会委員 様

自治労北海道本部
執行委員長 佐藤 環樹
(担当：企画総務部)

こくみん共済coop
自治労共済推進本部北海道支部
事務局長 諸橋 克幸
(道本部・道支部推進委員会事務局)

こくみん共済 coop 北海道推進本部との共同推進の取り組みについて (要請)

連日のご奮闘および日頃からの自主福祉活動の推進に心から敬意を表します。

さて、自治労北海道本部（以下、道本部）、自治労共済北海道支部（以下、道支部）、こくみん共済 coop 北海道推進本部（以下、道推進本部）の三者で構成する「定例推進会議」では、2024 年度下期の取り組みとして、住まいる共済未加入者に対して「無保障者をなくす取り組み」を推進することを確認しました。また、12 月 16 日に開催した道本部 2025 年度第 1 回自主福祉活動推進委員会兼道支部 2024 年度第 3 回共済推進委員会においても、同様の取り組みについて確認しました。

つきましては、次のとおり取り組みを要請しますので、各単組・総支部、協力団体の最大限のご協力・ご配慮をよろしく申し上げます。

記

1. 目的

今年で 70 周年を迎える火災共済は、保険料が高額であった戦後復興期に「誰もが入れられる保障があれば、安心して働き、暮らせる」という労働者の助け合いにより発足した。本年 4 月の制度改定を契機に発足時に掲げた理念を組合員に伝え、無保障者をなくす取り組みを実施する。また、「被災地応援プロジェクト」と連動させ、組合員の見積り取得 1 件につき 100 円を被災地で復興支援活動を行うボランティア団体に寄付する取り組みを行う。(寄付は自治労共済推進本部が行う)

2. 取り組みの概要

火災共済実施 70 周年を契機とした P R 活動を行い、住まいる共済未加入者に対し、被災地応援プロジェクトへの協力を呼び掛けながら見積りを取得する。

3. 取り組み期間

2025 年 2 月末までとする。

4. 取り組み目標

直近 3 年間の新契約件数平均値×1.5 倍とします

名 称	新契約過去 3 年	見積り目標値
自治労共済 (全国)	5,224 件	7,837 件
内、北海道	441 件	706 件

5. 各種ツールの活用 (北海道割り当て分)

- (1) キャンペーンチラシ 3,000 枚
- (2) オリジナルクリアファイル 710 枚
- (3) ウェットティッシュ 600 枚

6. 具体的な取り組みについて

- (1) 各単組・総支部、協力団体の執行部において、住まいる共済に加入していない役職員を対象とする。(役職員以外も参加することは可能)
- (2) 道支部から全単組・総支部、協力団体に対し、本文とキャンペーンチラシを役職員相当分として、自治体単組には 15 部、公共民間単組には 10 部を送付する。
- (3) 各単組・総支部、協力団体は、役職員へ配布・説明を行い、キャンペーンチラシ裏面の「見積依頼書」を取りまとめ道支部へ F A X 011-747-1876 または郵送。
- (4) 道支部は、見積依頼書とオリジナルクリアファイル、ウェットティッシュをセットにして、道推進本部へ送付。
- (5) 道推進本部は、エリア別に振り分けを行い、各支店・支所へ送付。
- (6) 各支店・支所は、見積結果、クリアファイル、ウェットティッシュを依頼者に持参し、個別相談を実施。

ご不明な点等がありましたら道支部・諸橋・小杉までご連絡をお願いします。(道支部電話 011-747-1536、道支部 F A X 011-747-1876)。

以 上

Ⅲ じちろうマイカー共済について

1. じちろうマイカー共済制度改定について

別冊参照

2. じちろうマイカー共済 2025 年 4 月制度改定版の帳票について

(1) ハッピーちゃんネットの帳票の更新について

ハッピーちゃんネットの以下カテゴリの各帳票のデータについて、2025 年 4 月改定版を追加しております。

- ① 申込書 → 組合員用申請書原本集 → 記入帳票一覧（じちろうマイカー共済）
「中断証明書発行依頼書」
- ② 推進支援ツール → じちろうマイカー共済 掛金見積依頼書
「じちろうマイカー共済 掛金見積依頼書」

(2) マイカー共済 解約届について

マイカー共済 解約届は帳票自体の変更はないため、北海道支部では在庫を使い終わるまで使用する予定です。それまでの間、解約届の表紙下段の以下の説明（下線部）は、「13 か月以内」から「5 年以内」に改定されていることにご留意のうえ、ご使用をお願いします。

契約を中断される場合のお手続き

契約の自動車（被共済自動車）の廃車・譲渡や海外渡航（一時的な観光目的を除きます。）等で契約を中断される場合は、解約日の翌日から13ヵ月以内に中断手続きをしていただくと、将来あらためて契約する際に当会の定める条件で等級の継承ができる場合があります。

この中断手続きは、『中断証明書』発行依頼書 および関係書類をご提出いただく必要があります。詳しくは当会までお問い合わせください。

IV 団体生命共済継続募集事務について

1. 2025年7月発効スケジュール

	7月発効単組
契約データ抽出日	1月 9日 (木)
継続帳票単組着日	1月30日 (木)
継続募集締切日	3月25日 (火)
回収申込書締切日 (道支部着日)	4月 7日 (月)
掛金一覧単組着日	5月22日 (木)

- (1) 統一締め切り 2025年3月25日 (火)
⇒申込書の記入日は3月25日までの日付を記入してください。
- (2) 道支部締め切り 2025年4月7日 (月)
⇒回収した帳票をトータル票・トータル集計票にまとめ、締切日までに道支部へ送付してください。
- (3) 掛金一覧 2025年5月22日 (木)に単組に送付されます。
⇒組合員の個別掛金を確認し、6月賃金からの引去り額(7月分掛金額)の変更を行ってください。(組合員本人契約は経過掛金の設定により掛金が変更されています。)

2. 送付物について

- (1) 共済本部送付物 ※1月30日(木)到着予定

① 組合員向けの配布物

【継続加入申込書が封入されている封筒 (団体生命共済に加入している組合員)】

	帳 票 名	参照頁<帳票編>
0	封 筒	P.5 (黄色)
1	送付表	封入あり
2	継続加入申込書 (4枚複写)	P.11
3	健康告知事項確認チャート	P.6
4	記入要項	P.9
5	長期共済 積立額のお知らせ	P.12
6	税制適格年金 積立金の残高 兼 年金受取予想額のお知らせ	P.13
7	親子共済 契約内容のお知らせ	P.14
8	共済契約終了のお知らせ	P.16
9	団体生命共済推進チラシ	封入あり

【加入・変更申込書（団生・未加入者プリント）が封入されている封筒】

※出力有無は組合によって異なります。

	帳 票 名	参照頁<帳票編>
0	封 筒	P.17（ピンク色）
1	送付表	封入あり
2	加入・変更申込書	P.18
3	健康告知事項 確認用チャート	P.20
4	記入要項	P.22
5	団体生命共済推進チラシ	封入あり

② 単組向けの配布物

	帳 票 名	帳票の説明	参照頁<帳票編>
1	継続対象者 兼 終了者 一覧	継続対象者と契約終了者の一覧です。 契約終了者について組合員へ周知いた ただく際に活用してください。	P.24
2	要確認メッセージ一覧	年齢層変更により掛金・保障内容が 変わる場合や、18歳以上の子どもの 加入要件（未婚・生計を一にする子） を確認する場合に使用していただき ます。特に単組で確認が必要な契約者 の一覧です。 年齢が61歳になる組合員・配偶者へ は特にご確認をお願いします。	P.25
3	長共・税適・親子共済の お知らせ 配布一覧	長期共済・親子共済の既契約内容・積 立額および税制適格年金の既契約の 内容・積立額・年金受取予想額の一 覧です。	P.26
4	申込書配布一覧	【基本型のみ加入者用】の配布一覧 です。単組での配布確認用を使用し てください（61歳未満の方が対象 になります）。	P.28

(2) 道支部送付物

① じちろうセット共済パンフレット

② 団体生命共済募集教宣紙（じちろう共済特集号、じちろうの共済）

③ トータル票、トータル集計票

④ セット共済継続事務マニュアル1セット

※ ①②は印刷業者（大輝印刷）より送付します（1月30日～31日単組到着予定）。

※ ③④は1月下旬発送予定の事務連絡と合わせて道支部から一定数を送付しています。

3. 申込書の回収について

(1) 「変更なし」の場合の道支部への報告方法について

今回の継続において、1人も変更がない場合（道支部に提出帳票が無い場合）は、「変更なし」である旨を道支部へご報告ください。

⇒「2025年7月発効継続報告書」（P29参照）を道支部に提出（FAX可）。

(2) 回収の対象となる申込書について

打ち出し内容から変更のある申込書（継続加入申込書）、加入・変更申込書、解約申込書等を回収します。※健康告知変更のみの場合は提出不要です。

(3) 継続加入申込書打ち出し後に例月加入・変更があった場合

① 継続加入申込書を出力した後の例月で変更があり、発効月以降もその内容で継続する場合は、継続加入申込書の提出は不要です。

② 継続加入申込書を出力した後の例月で新採等の新規加入があった場合、当該者には継続加入申込書は出力されません。発効日以降はその契約内容で自動更新されます。

なお、その契約内容と異なる継続申請をする場合は、「加入・変更申込書」を提出してください。

③ 継続加入申込書を提出した後に、継続加入申込書の申請と異なる内容の例月申請を行う場合は、例月申込書の備考欄・余白に、発効月以降の契約内容を記入してください。

例) 7月発効単組

継続加入申込書の提出

3/25 継続加入申込書の記入時点では、発効月から長期共済を5口から3口に減口する申請をした。

加入・変更申込書の提出

4/15 その後、6月例月から2口に減口させる加入・変更申込書を提出した（継続加入申込書での申請内容は取り下げる取り扱いとなる）。

⇒9月例月の「加入・変更申込書」の備考欄には、以下のとおり記載してください。

6/1～長共2口
(継続申請 7/1～長共3口申請 取下げ)

(4) 申請時の本人確認について

① 申込書記入日

申込書記入日は必ず契約者本人に告知事項等を確認した日を記載するようご案内ください。

申込書記入日が「継続申込書到着日以降～3月25日(火)まで」の日付で正しく記載されていることをご確認ください。

② 継続加入申込書での申請

- 契約者印は複写帳票となっている1枚目（本部用）に、必ず署名（自署）または押印してください。

複写の2枚目以降の押印等は不要です。

- 契約者印の左欄にある「自署」欄に契約者本人が署名（苗字と名前）をすれば、契約者印の押印を省略することができます。

組 変 更 後	フリガナ	ジチ タロウ	お名前	自治 太郎	契約者印 「重要事項」を確認し内容を承諾した上で申込みます。	
	フリガナ		自署	自治 太郎		

いづれかで

- ・なお、契約者印の欄へのサイン（書き判）は、契約者印の扱いにはなりません。

組 変 更 後	フリガナ		お名前		契約者印 「重要事項」を確認し内容を承諾した上で申込みます。	
	フリガナ		自署			

③ 解約申込書での申請

- 「解約申込書（契 04）」の申請においては、契約者本人の署名（苗字と名前）と契約者印の両方が必須となります。
- なお、組合員欄にすでに契約者名が記名（プレ印字）されていた場合も、余白に署名してください。契約者印は省略できません。
- 契約者印の欄へのサイン（書き判）は、契約者印の扱いにはなりません。

(5) 居住地（納税義務国）の確認について

- ① 長期共済・税制適格年金への新規加入時（再加入時を含む）は、契約者印の右欄にある「居住地（納税義務国）」に関する質問をお読みのうえ、「はい」か「いいえ」に○をします。

居 住 地 国	長期共済・税制適格年金に新規加入の方は以下の質問に回答してください ご契約者様の居住地（納税義務国）は日本のみですか？ こくみん共済 coop <全労済>は、OECD共通報告基準適用国である 日本の国内法にもとづき特定の非居住者のご契約情報を所轄税務署 長に報告します。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
------------------	---	---

- ② 「いいえ」の場合は「居住地等新規届出書」のご提出をお願いします。
- ③ 同届出書は、じちろう共済ネット・ハッピーちゃんネットに掲載しています。
※じちろう共済ネットを利用していない場合は、道支部までお問い合わせください。

(6) 長期共済、親子共済の「解約+新規」申請について

- ① 解約申請は、継続加入申込書と解約申込書（契 04）で行ってください。
- ② 新規加入申請は、加入・変更申込書（契 08）を使用してください。

<注意>

※長期共済は年齢・告知、親子共済は本人と子どもの年齢・告知により、新規加入ができない場合があります。

※備考欄等に「○月末解約+○月新規加入」と補記をお願いします。

※再加入の場合も居住地国の確認が必要です。（継続事務マニュアル P.18 参照）

(7) 個人賠償責任共済

新たに付帯する場合、告知について選択をお願いします。継続時に加入される場合、「①付帯する」「告知事項」に○をつけ、金額を記入して提出してください。

団体生命 共済	個人賠償責任共済 (月額 200円)	2	<input checked="" type="radio"/> ①付帯する	【「付帯する」場合「他の保険の有無」についてお答えください】他の個人賠償責任保険・共済（偶発な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する保険・共済）に加入している。		
			<input type="radio"/> ②付帯しない	<input type="radio"/> ①該当する(他保険加入あり)	<input type="radio"/> ②該当しない(他保険加入なし)	円

(8) 申込書提出時の注意点

- ① 総合共済基本型を解約する場合、継続加入申込書で解約はできません。別途、解約申込書（契 04）を提出してください。
- ② 積立系共済（長期・税適・親子共済）を継続時に解約する場合、別途、解約申込書（契 04）+契約証書の提出が必要です。証書を紛失した場合は紛失届欄に記入してください。その他の添付書類は不要です。
- ③ 前年度の継続加入申込書を使用しないでください。
※申込書を紛失した場合は、じちろう共済ネットに掲載している「紛失用」を出力し、使用していただくか、道支部へお問い合わせください。
- ④ 継続加入申込書に新規に加入する家族の記入欄がない場合（家族3人加入中など）は、「紛失用」申込書を使用せず「加入・変更申込書（契 08）」に記入の上、提出してください。
- ⑤ 型のみ加入は、原則できません。
組合員本人（発効日時時点で 60 歳まで）の場合、一般用告知が「非通常」でない限り、医療コースの最低保障額には加入することができます。
ただし、医療告知に該当している配偶者・子どもに限り、型のみ加入ができますので、型のみ加入の申請があった場合、医療告知該当の有無を確認していただきます。
- ⑥ 医療用告知事項は一般用告知事項より基準が厳しく、「最近3か月間の医師の治療」の確認をしていただいているため、一般用告知が「準通常」「高血圧（通常）」の場合、医療用告知が「通常」になることはありません。

一般用告知が「準通常」「高血圧（通常）」で申請があった場合、医療用告知が「非通常」もしくは「高血圧（通常）」のいずれかに○があるかどうか、確認をお願いします。

(9) トータル票・集計票の提出

申込帳票の種類ごとに分類集計してください。

帳票右上のアルファベットごとに分類集計をお願いします。

B

**団
生
継
続**

継続帳票で全部解約の場合

× G の解約に集計せずに

○ B 継続に集約してください。

① トータル票の作成（赤紫色の用紙）

回収した申込書は支部ごとに分け、帳票種類別にそれぞれ 50 枚を上限に 1 束にまとめ、束の先頭にトータル票をつけて下さい。束ごとに、ホッチキス・ダブルクリップで左上部分を留めて提出してください。

※帳票は、本部用・県支部用をバラさないで送付願います。

② トータル集計票の作成（青竹色の用紙）

全ての申込書をトータル票に束ねた後にトータル集計票に集計してください。

支部管理をしている単組では、支部ごとにトータル集計票が必要です。

4. 経過措置メニューの取り扱い

(1) 契約者本人通常メニュー（60 歳以下）

⇒2025 年 7 月から本則掛金となります。

(2) 若年層型

⇒2025 年 7 月から本則メニュー・本則掛金となり、保障内容が変更となります。

～2025 年 6 月：A 型（死亡 100 万円）・23 コース（入院日額 3,000 円）

2025 年 7 月～：C 型（死亡 300 万円）・23 コース（入院日額 3,000 円）

(3) がん保障特約経過措置メニュー・高年層型

⇒2022 年 7 月制度改定前から継続して加入している、満 51 歳以上満 61 歳未満の組合員本人が利用できます。設定期間は改定新制度の発効から 4 年間（～2026 年 6 月末）です。

その他、取り扱いについては例年通りとなります。

2025 年 7 月 発効 継続 報告書

【報告者欄】

単組名 _____

担当者名 _____

報告する項目に○をしてください。

1. 2025 年 7 月 発効 継続 について、変更がないことを報告します。

2. 2025 年 7 月 発効 継続 掛金 一覧 のデータ提供を依頼します。

※ハッピーちゃんネット導入単組はお知らせDBに添付します。

【ハッピーちゃんネット未導入単組用】

データ提供用のメールアドレスをご記入ください。

なお、掛金一覧は個人情報を含むため、部内共通アドレス等をご遠慮ください。

メールアドレス _____

V 退職時の手続きについて

組合員の退職時には、総合共済、団体生命共済（以下「団生」）の解約、じちろう退職者団体生命共済（以下「退職者団生」）、退職後共済への移行手続きなど、さまざまな手続きが必要です。

担当者は、退職者・再任用者（再雇用者）を特定し、解約日を確認のうえ、組合申込書締切日までに申込書を回収し、賃金引去りの変更手続きを行います。

■退職時に必要な手続き

項目	手続きの種類	詳細
所属の異動	退職者組合への異動	「生協加入申込書」（契 01）または「出資金返戻請求書」（契 05-01）により退職者組合への異動を申請します。
出資金	① 一部返戻 ② 全額返戻	「出資金返戻請求書」（契 05-01）により出資金の返戻を請求します。
総合共済	解約	退職（再任用者を除く）により解約となりますので「解約申込書」（契 04）を提出します。
団体生命共済	① 退職者団生への移行 ② 退職後共済への移行 ③ 解約	① 退職者団生へ移行する場合は、「じちろう退職者団体生命共済加入申込書」を提出します。あわせて、団体生命共済の「解約申込書」（契 04）も提出します。 ② 退職後共済への移行の場合は、長期共済・税制適格年金欄を参照 ③ 解約する場合は、「解約申込書」（契 04）を提出します。
長期共済・ 税制適格年金	① 退職後共済への移行 ② 解約	① 退職後共済へ移行する場合は、「退職後共済加入申込書」を提出します。あわせて、団体生命・長期共済の「解約申込書」（契 04）も提出します。 ② 解約する場合は、「解約申込書（契 04）」を提出します。
親子共済	① 口座振替への変更 ② 解約	① 一定の条件を満たしている場合は、払込方法を口座振替へ変更し、満期まで契約を継続することができます。 ② 解約する場合は、「解約申込書」（契 04）を提出します。
慶弔金支払	退職餞別金の請求	支払要件を満たしている場合、「共済金支払請求書（慶弔系）」を提出します。

※詳細は、「セット共済 例月事務マニュアル」「出資金事務マニュアル」「退職後共済移行事務マニュアル」「じちろう退職者団体生命共済事務マニュアル」を参照してください。

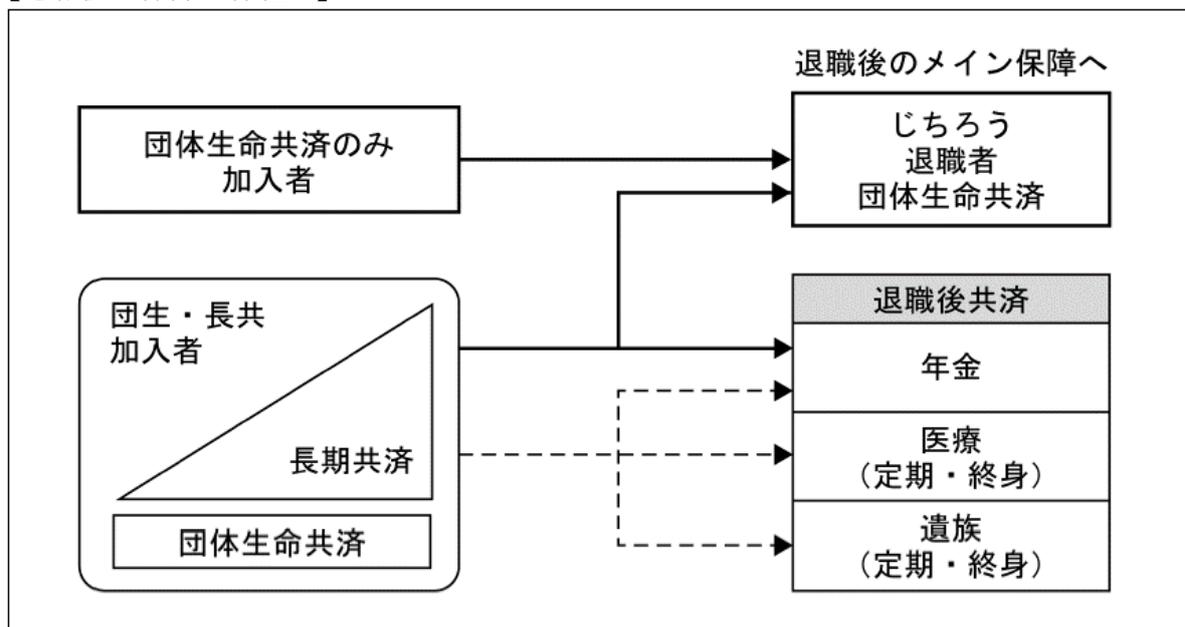
1. 退職者団生について

(1) 退職後の保障体系について

長期共済の加入有無を問わず、医療保障・遺族保障は退職者団生で保障しますが、長期共済加入者は2026年5月までは、退職後共済の定期保障（医療・遺族）へ移行することも可能です。

※2022年6月発効～2026年5月発効まで（制度改正後・経過措置期間）

【退職後の保障の枠組み】



※退職後共済の定期医療給付・遺族定期給付は、2026年6月以降の新規移行を停止します。

(2) 移行加入

① スケジュール

退職者団生は掛金の徴収方法を口座振替に限定していることから、共済本部への退職者団体生命共済加入申込書のべ切を発効日の2ヵ月前の10日に設定しています。

退職者団生 移行加入の発効日	加入申込書 道支部到着日 発効2ヵ月前の5日	掛金 口座振替日* 発効日の前月27日
4月発効	2月5日	3月27日
5月発効	3月5日	4月27日
6月発効	4月5日	5月27日
⋮	⋮	⋮
3月発効	1月5日	2月27日

※口座振替日に該当する発効日の前月27日が金融機関休業日だった場合、翌営業日に口座振替が行われます。

② 必要書類

契約者ごとに、以下1)～4)をまとめて道支部へ送付してください。

- 1) 「じちろう退職者団体生命共済 加入申込書」
- 2) 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」
- 3) 現職時団生の「解約申込書（契04）」
- 4) 「自治労共済生協 出資金返戻請求書（契05-01）」（退職による一部返戻）

(3) 事務取り扱いにかかる主な注意点

- ① 退職後共済移行時の取り扱いと同様に、現職時の団生契約終了日から退職者団生の発効日までに空白期間が生じた場合は、移行することができません。退職者団生へ2025年5月発効で移行する場合、現職時の団生は「2025年4月末日」解約とする対応が必要です。
- ② 組合員や配偶者の退職後共済の移行資格年齢は「発効日時点で満66歳以下」となります。ただし、退職後共済の年金給付と併用する場合は、65歳11ヵ月までに年金給付へ移行するとともに、退職者団生へも移行加入してください。
- ③ 再任用・再雇用組合員は、退職者団生へ移行せず、再任用・再雇用終了時まで現職時から継続した団生の加入を原則とします。
- ④ 移行加入時の初回掛金振替不能回数が2回に達した場合、契約の締結時にさかのぼり、契約の不成立となります（継続時は4回）。

2. 退職後共済の移行スケジュールについて

退職後共済は団生の解約後、即時保障開始となります。退職後共済の発効日までに空白期間が生じた場合、移行することができません。移行手続きに2～3ヵ月の時間を要しますので、早めのご対応をお願いします。加入申込書の道支部締切日は、発行月の2ヵ月前の5日まで（口座振替のとき）または、発効月の前月5日まで（銀行振込のとき）となります。

【移行スケジュール】

A. 銀行振込選択の場合 ※余剰返戻金、自動計算を含む

①	②*	③*	④	⑤
退職後 共済 発効日	計算依頼書 道支部到着日 発効日2ヵ月前の8日	加入申込書 道支部到着日（厳守） 発行の前月5日	「移行掛金払込の ご案内」の送付	移行掛金 本部着金日（厳守） 発行の前月末日
5月発効	3 / 8	4 / 5	加入申込書の 本部処理完了から 5営業日前後で 組合員宅に送付	4 / 30
6月発効	4 / 8	5 / 5		5 / 31

B. 口座振替選択の場合

①	②*	③*	④	⑤*
退職後 共済 発効日	計算依頼書 道支部到着日 発効日3ヵ月前の8日	加入申込書 道支部到着日(厳守) 発行の2ヵ月前の5日	「口座振替の お知らせ」の送付	口座 振替日 発行の前月26日
5月発効	2/8	3/5	口座振替日の 2～3営業日前に 組合員宅に送付	4/26
6月発効	3/8	4/5		5/26

* Aの②③、Bの②③⑤が休日の場合は、翌営業日となります。

3. 団体生命共済/じちろう退職者団体生命共済の遺族等の事業利用について

2024年12月17日発信の事務連絡「団体生命共済/じちろう退職者団体生命共済の遺族等の事業利用について」で報告した事務運用につきまして、コンプライアンスの観点等から下記の通り変更します。

(1) “遺族等組合員”から“配偶者組合員”への呼称について

2024年度第2回理事会(2024年11月27日)において改定された「退職組合員等の承認基準」の記載内容に従い、呼称を“配偶者組合員”に統一します。

(2) 組合員の出資金残高を配偶者組合員の出資金として付替える手続きについて

① 出資金の付替えに関する申請書の記入者の変更

<変更前の運用>

『遺族等の事業利用における 出資付替依頼票 兼「退職組合員の承認基準」確認書』を単組に記入・提出していただき、出資金付替処理を行う旨をご案内しておりました。

<変更後の運用>

『配偶者組合員の事業利用における 出資金付替申請書 兼「退職組合員等の承認基準」確認書』を配偶者あるいは組合員に記入・提出していただくことで、出資金付替処理を行う運用とします。

② 出資金の付替えに関する申請書の主な変更点

ア. 帳票名について

<変更前>

『遺族等の事業利用における 出資付替依頼票 兼「退職組合員の承認基準」確認書』

<変更後>

『配偶者組合員の事業利用における 出資金付替申請書 兼「退職組合員等の承認基準」確認書』

イ. 関係者の同意についての文言追加

<追加文言>

なお、申請にあたっては手続きに必要な者(届出理由が重度障害の場合は組合員本人、死亡の場合は相続人全員)の同意を得て、下記のとおり届け出ます。

ウ. その他

申請書の記入者を単組から配偶者あるいは組合員に変更したことに伴い、各種レイアウト・文言を変更しました。

- ③ じちろう退職者団体生命共済の契約者が、死亡した(重度障害となった)場合
組合員の出資金残高を配偶者組合員の出資金として付替える手続きを、単組・退職者会で行っていただくことはありません。

じちろう退職者団体生命共済コンタクトセンターでは、満期日の3ヵ月前までに、直接配偶者の住所にお手紙をお送りし、じちろう退職者団体生命共済の加入の意思確認含め、各種手続きを行います。

(3) 生協加入申込書「出資金」欄の記入方法の変更について

配偶者が自治労共済生協の組合員本人(配偶者組合員)として新規加入するにあたり記入・提出する生協加入申込書について、組合員から配偶者組合員への出資金付替の有無により、「出資金」欄はつぎのとおり記入してください。

- ① 出資金の付替えを行う場合(別紙3-1)

<出資金の支払に関するチェック項目>

チェック(レ)を記入しないでください。

<出資金額項目>

印字されている「100」を二重線で消し、その上に「0」と記入してください。

- ② 出資金の付替えを行わず、配偶者組合員から出資金100円を徴収する場合(別紙3-2)

<出資金の支払に関するチェック項目>

チェック(レ)を記入してください。

<出資金額項目>

何も記入しないでください。

(4) 手引きおよび各種帳票について

上記の変更内容を反映させた手引きおよび各種帳票につきましては、添付資料をご参照ください。なお、ハッピーちゃんネットへの掲載場所は下記の通りです。

- ・別紙1『配偶者組合員の事業利用における 出資金付替申請書 兼「退職組合員等の承認基準」確認書』

1.記入帳票一覧(契約)→5.出資金返戻・退職後共済

- ・別紙4『トータル票（配偶者組合員の事業利用 専用）』

1.記入帳票一覧（契約）→1.例月（個人）

4.長期共済・税制適格年金、親子共済の解約

2024年10月7日発信事務連絡「セット系帳票の改訂について」より抜粋

● 解約申込書（兼 解約返戻金請求書）契04

紛失届出欄の変更を行いました。

<現行>

解約返戻金請求時の添付書類である契約証書を紛失された場合、「契約証書 紛失届」欄に署名し、共済組合員証、運転免許証、写真付職員証、パスポート、健康保険証、印鑑登録証明書、マイナンバーカード（顔写真入りの表面のみ）のいずれかの写しを添付

<改定後>

解約返戻金請求時の添付書類である契約証書を紛失された場合、「契約証書 紛失届出」欄の「契約証書を紛失しましたので届け出ます」に○印を付ければ、共済組合員証等の写しの添付は不要

※旧帳票で申請する際に契約証書を紛失された場合は、その旨を「紛失届」欄に記入してください。

5.「出資金返戻に関わる事務手続き」について

退職により総合慶弔共済（基本型）を終了した後に、退職者団生、じちろうマイカー共済、退職後共済、住まいる共済などを利用する場合は、出資金100円の留保が必要です。

【出資金の取り扱い】

制 度	現職（加入時）	退職者（継続利用時）
総合慶弔共済（基本型）	自治労共済生協加入時に加入出資金100円を納入する。	—
団体生命共済		—
住まいる共済（火災共済）		<u>100円留保</u>
親子共済		
じちろうマイカー共済		
自賠償共済		
退職後共済		
退職者団体生命共済	—	

(1) とくに問い合わせが多い項目

「請求事由」「受取口座の口座番号」の未記入が多くなっています。円滑な出資金返戻のため、改めて記入について確認をお願いします。

(2) 退職後も継続する契約の確認

退職者団生、退職後共済、住まいる共済（全労済管理）、じちろうマイカー共済など、退職後も契約を継続するケースでも「全額返戻」で申請されるケースがあります。

この場合、解約処理完了の確認ができるまで出資金返戻ができないため、共済本部では一定期間処理を保留した後に問い合わせを出しています。結果的に出資金返戻（一部返戻）が遅延してしまいます。

「退職後も継続する共済」がある場合は、当初より「一部返戻」で申請してください。

(3) 「全額返戻」時の留意点

全ての共済契約が終了する月（末日）を記入してください。セット共済の解約日を記入し問い合わせとなり、結果的に出資金返戻が遅延するケースが多発しています。

「住まいる共済（全労済火災）」「じちろうマイカー共済」等を継続する場合は、満期日をご記入いただくようお願いします。

(4) 「一部返戻」時の留意点

総合慶弔共済（基本型）が終了する月（末日）を記入してください。

一部返戻は「出資金残高101円以上」が支払対象（支払可能）となるため、100円（未満も含む）の場合は返戻できる金額がありません。

出資金残高100円の場合は「出資金返戻請求書」を提出されないようお願いいたします。

(5) 出資金返戻請求書（契 05-01）の改訂

① 主な変更点（P.39 記入例参照）

ア. 退職組合員の承認基準を確認するチェック欄の新設

イ. 「退職（予定）日」欄の新設

② 「出資金返戻請求書」の切替え

請求日（記入日）が2025年1月1日以降の申請より変更後の帳票に記入し、提出してください。請求日が2025年1月1日以降で、変更前の帳票が提出された場合は変更後の帳票で取り直してください。

その他、詳細な変更点については、「2024年度第1回事務担当者会議 I 2024年度 退職者に関する事務について」をご確認ください。

(6) 請求勧奨について

昨年11月に各単組へは、出資金請求勧奨にむけた対象者・除外者の特定作業をご対応いただきました。

ご報告いただいた対象候補・除外者の内容を踏まえて最終的に確認した今年度の請求勧

奨対象者に対して、以下の内容で請求勧奨を行います。

① 請求勧奨の方法等について

ア. 勧奨方法

本部から対象組合員の登録住所へ、以下（２）の書類を直送します。

※請求勧奨前に再度、有効契約の有無・出資金残高の有無を確認します。有効契約がある方、出資金残高が０円になった方については請求勧奨は行いません。

イ. 送付物について

- 1) 出資金請求勧奨送付票（A４サイズ）
- 2) 出資金返戻請求書（請求勧奨用：A４サイズ）
- 3) 記入例
- 4) 返信用封筒（オレンジ色）

※上記書類を同封する封筒は水色封筒になります。

ウ. 発送日について

発送日：２月７日（金）

② 専用フリーダイヤルの開設

請求勧奨専用のフリーダイヤルを以下の通り開設します。

ア. フリーダイヤル番号

0120 - 813 - 231

イ. 開設期間

2025年1月14日（火）～3月14日（金）

ウ. 開設時間

平日 9：30～16：00（土・日・祝日休業）

エ. 開設に際してのご協力をお願い

- 1) 当該書類の送付後、組合員から単組・道支部へ問い合わせが入ることも予想されます。その際は、送付の書類内容にもとづき請求書類の提出を促していただくようご対応をお願いいたします。

また、フリーダイヤルが繋がりにくい場合は、時間を置いてフリーダイヤルへ入電いただくようご案内をお願いいたします。

- 2) 当該フリーダイヤルについては、「請求勧奨対象者専用」のフリーダイヤルとなっています。回線も限られているため、単組から当該フリーダイヤル経由でのお問い合わせは控えていただくようお願いいたします。

※単組・道支部から当該フリーダイヤルに問い合わせされた場合に、その間ご契約者からのお問い合わせが受けられないといった事態を招かないためのお願いとなります。お手数をお掛けしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

解約申込書（兼 解約返戻金請求書）

全日本自治体労働者共済生活協同組合（自治労共済生協）・全国労働者共済生活協同組合連合会（こ

契約証書を紛失した場合は○を記入してください

署名・押印を必ず確認してください

申込日	解約日
20 25年 1月 31日	20 25年 4月末日

県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号	組合名	〇〇市職員組合
01	000			1234	123456789	職場名	

組合員名（必ず記入してください） フリガナ キョウサイ タロウ	生年月日 9 19 20	紛失届 解約する共済種目の契約証書を添付してください。紛失により、契約証書を添付できない場合は以下に○を記入してください。 ○ 契約証書を紛失しましたので、届け出ます。
自署 共済 太郎	××年 8月 11日	

▼解約欄 ※解約返戻金が100万円を超える場合、こくみん共済 coop<全労済>から税務署へ提出する「支払調書」に記載するため、共済契約者および受取人の個人番号（マイナンバー）の提供をお願いします。提供が必要な方については別途、こくみん共済 coop<全労済>よりご連絡させていただきます。

全部解約欄 加入中のすべての共済種目（マイカー共済を除く）を解約します。	全部解約の場合、現在加入している種目に○をしてください。 ① 基本型 ② 追加型 ③ 団体生命 ④ 交通災害 ⑤ 親子共済 ⑥ 長期共済 ⑦ 税制適格年金 ⑧ 火災・自然災害	解約事由に○をしてください。 ① 死亡（死亡日 20 年 月 日） ② 退職 ③ 組合異動 ④ その他（ ）
---	--	--

※長期共済、税制適格年金、親子共済を解約するときは、解約返戻金受取口座と支払通知書送付先住所をご記入ください。

共済種目	被共済者番号、火災物件番号	一部解約の場合は、被共済者名／解約する内容をご記入ください。 *特約のみの解約は加入変更申込書で申請してください。	解約事由に○をしてください。
総合共済	組合員 00	○を記入してください。 ① 基本型の解約 ② 追加型の解約	① 死亡 ② 退職 ③ 組合異動 ④ その他（ ）
団体生命共済	① 配偶者	被共済者名（カタカナで記入してください） 解約する型・コース名を記入してください。 型（ ）コース（ ） 掛金（ ）円 掛金（ ）円	① 死亡 ② 退職 ③ 組合異動 ④ その他（ ）
① 一部解約 ② 全部解約		被共済者名（カタカナで記入してください） 解約する型・コース名を記入してください。 型（ ）コース（ ） 掛金（ ）円 掛金（ ）円	
交通災害共済	① 配偶者	被共済者名（カタカナで記入してください） 解約する型・コース名を記入してください。 型（ ）コース（ ） 掛金（ ）円 掛金（ ）円	
① 一部解約 ② 全部解約		被共済者名（カタカナで記入してください） 解約する型・コース名を記入してください。 型（ ）コース（ ） 掛金（ ）円 掛金（ ）円	
親子共済	子ども	お子様名をカタカナで記入してください。 解約する口数・掛金額を記入してください。 口数（ ）掛金（ ）円	① 死亡 ② 親重度障害 ③ 退職 ④ その他（ ）
長期共済	組合員 00	○を記入してください。 ① 解約 ② 移行 解約・移行する（月 払： 3,000 円） 掛金額（半年払： ）円	① 死亡 ② 退職 ③ その他（ ）
長期共済・税制適格年金	組合員 00	○を記入してください。 ① 解約 ② 移行 解約・移行する（月 払： ）円 掛金額（半年払： ）円	① 死亡 ② 退職
火災共済・自然災害共済	物件番号	木造/鉄骨・耐火/マンション（風水害あり/なし） 火災（ ）自然災害（ ） 物件所在地 〒 -	① 死亡 ② 退職

長期共済の加入がある場合は、解約・移行のいずれかに○をしてください

長期共済、税制適格年金、親子共済の解約時は必ず記入してください

▼解約返戻金受取口座

申込区分 ① 労金・銀行 ② ゆうちょ

銀行コード 2 9 5 1	北海道	労働金庫 信用金庫 農協 銀行 信用組合 漁協	店番号 0 1 3	道庁	支店 支所 出張所
預金種目 ① 総合（普通） ② 当座	口座番号（右づめ） 1 2 3 4 5 6 7	預金名義人 カタカナで記入してください。（必ず契約者ご本人の口座名義を指定してください） キョウサイ タロウ			
通帳記号 1	通帳番号（右づめ） 0 -	名義人 カタカナで記入してください。（必ず契約者ご本人の口座名義を指定してください）			

▼支払通知書送付先住所（送金後に送付されます）※以下にご記入のない場合、現在登録のご住所へ送付します。

フリガナ 〒 -	都道府県	市郡区	連絡先電話番号 - -
-------------	------	-----	----------------

※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。

事務処理欄	単組支部	単組本部	県支部	推進本部
受付日	/	/	/	受付日
点検	未・済	未・済	未・済	ハンチ提出
送付日	/	/	/	登録日
確認印	印	印	印	確認印

組掛合算	現掛金	差額	新掛金
月 払	8,010 円	▲8,010 円	0 円
半年 払	円	円	円

マイカー共済を除く、すべての掛金額をご記入ください。

自治労共済生協 出資金返戻請求書

兼 退職組合員加入承認申請書（共済継続利用時）

契05-01

H
出資金返戻

全日本自治体労働者共済生活協同組合（自治労共済生協）御中

貴組合からの脱退に伴い、出資金の払戻しを請求します。また、退職後も共済を継続利用するため、貴組合への加入を申請します（共済継続利用者の場合）。

請求日
2025年 1月 31日

<誓約・同意事項>
契約者等の個人情報、本人確認・共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されることを被共済者とともに同意します。また、所属する労働組合を通じて請求する場合は、これらの個人情報労働組合へ提供されることを被共済者とともに同意します。*個人情報取扱いに関する詳細は、HP等のプライバシーポリシーをご参照ください。

▼現在の所属組合 ※現在、退職者組合に所属している場合および死亡脱退の場合は、「▼現在の所属組合」欄のみを記入してください。

県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号	組合名
01	000			1234	123456789	〇〇市職員組合

▼退職後所属組合

県	組合	支部	職場コード	職員コード	退職
01	XXX			1234	〇〇市職員退職者組合

署名・押印を必ず
確認してください

組合員契約者 自署	組合員名（必ず記入してください）	フリガナ キョウサイ タロウ	生年月日	西暦 19 20 月 11 日
	共済 太郎			

▼請求事由・返戻方法 ※退職後も継続利用する場合は、「④」を選択してください。

請求事由・返戻方法	① 死亡脱退による全額返戻請求			
	② 制度利用終了による全額返戻請求			
	③ 退職による全額返戻請求			
	④ 退職後の継続利用による100円留保（退職組合加入申請） 出資金1口100円を留保し、残額を返戻請求します（出資金が100円以下の場合は、残額の返戻請求はできません）。 ※出資金は全契約終了後に全額返戻請求することができます。	退職（予定）日	2025年 3月 31日	解約（予定）日
	退職後も継続利用する（④）ためには、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。 一致する条件にチェックをいれてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 満50歳以上 <input type="checkbox"/> 25年以上勤続して退職	解約（予定）日	2025年 4月 末日	

「④退職後の継続利用による100円留保」を選択する場合、一致する条件にチェックを入れてください

※出資金は、すべての共済制度を解約した日以降のお支払いとなります（解約には別途解約申込書の提出が必要です）。

▼受取口座 組合員ご本人の口座をご記入ください（組合員死亡の場合は、受取人の口座をご記入ください）。

銀行コード	2951	北海道	支店番号	013	道庁
① 労働・銀行	預金種目	① 総合（普通） ② 当座 ④ 貯蓄	口座番号（右つめ）	1234567	口座名義
	通帳記号	1 0 -	通帳番号（右つめ）	1	キョウサイ タロウ

▼支払通知書送付先住所（送金後に送付されます） ※登録住所と異なる住所への送付を希望される場合はご記入ください。

〒	-	都道府県	市郡区	連絡先電話番号
				-

必ず口座を記入
してください

※登録住所を変更する場合は、別途「生協加入申込書兼組合員情報登録・変更申込書」の提出が必要です。

▼受取人指定欄（組合員死亡による請求の場合のみ、記入・押印してください）

受取人	フリガナ	組合員との続柄	自治労共済生協の定款を了承し、出資金請求を行います。なお、私が受取人を代表して受領した出資金に対し、他の受取人から異議等が申し立てられた場合は、貴組合にはご迷惑をおかけしません。
		① 配偶者 ② こども ⑦ その他 ()	

※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。

事務処理欄	単組支部			単組本部			県支部			推進本部		
	受付日	/	/	/	受付日	/	/	受付日	/	/	受付日	/
点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出	未・済							
送付日	/	/	/	登録日	/							
確認印	印	印	印	確認印	印							

<2024.10>

VI 団体生命共済契約事務について

1. 団体生命共済 質問表の見直しについて

団体生命共済の共済契約申込等の質問表への回答の負荷軽減を図るための対応として、加入引受基準・質問表の見直しを行います。

(1) <主な見直し内容>

質問表の見直し（概要）	内 容
1 慢性疾患の明確化	<u>引受範囲の拡大</u>
2 放射線治療および先進医療を追加	告知事項の明確化
3 「手術」に該当する治療・処置の追加	告知事項の明確化

① 慢性疾患の明確化

「慢性疾患」は「この会の定める傷病」に変更され、質問表上に「この会を定める傷病」として掲げられていない傷病の場合は、他の加入要件や告知事項に該当しないことを前提に加入引受が可能となります。

<質問表に掲げる傷病の一例>

見直し後 「この会に定める傷病」	現 行 「慢性疾患」
<心疾患> 心臓病、狭心症、心筋こうそく、 心房細動、心不全、心筋炎、 心肥大、弁膜症、 高血圧症	<心疾患> 心臓病、狭心症、心筋梗塞、 心房細動、心不全、心筋炎、 心肥大、弁膜症、 高血圧症 <u>など</u> 。(※)

※現行は「など」に複数の傷病が含まれており、明記されていない傷病が「など」に含まれるかわかりにくい場合があります。見直し後は「など」が削除されることにより、傷病を明確にしわかりやすくします。

また、「など」を削除することにより、ご加入いただける範囲が一部拡大しました。

【質問表の見直し後にご加入が可能となる傷病の例】

※他の加入要件や質問事項に該当しない場合

不整脈、敗血症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、尿管結石、痛風、慢性副鼻腔炎、片頭痛など

② 放射線治療および先進医療を追加

告知事項に、放射線治療および先進医療を追加します。

見直し後	現 行
<p>質問①（一般用・医療用告知）</p> <p>現在、病気やけがのため、入院・安静加療をしていますか。または、入院・安静加療・手術・<u>放射線治療・先進医療</u>を要すると診断されていますか。</p>	<p>質問①（一般用・医療用告知）</p> <p>現在、病気やけがのため、入院・安静加療をしていますか。または、<u>現在、病気やけがのため</u>、入院・安静加療・手術を要すると診断されていますか。</p>
<p>質問②（一般用告知）</p> <p>質問③（医療用告知）</p> <p>（略）または、過去1年以内に手術・<u>放射線治療・先進医療</u>を受けたことがありますか。</p>	<p>質問②（一般用告知）</p> <p>質問③（医療用告知）</p> <p>（略）または、過去1年以内に手術を受けたことがありますか。</p>

③ 「手術」に該当する治療・処置の追加

「手術」の範囲を明確にし、わかりやすくします。

見直し後	現 行
<p>質問表の手術の説明</p> <p>「手術には、切開術のほか、<u>抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーザー治療、レーシック手術、美容外科手術（美容整形手術）、帝王切開、人工中絶手術、避妊手術、臓器提供のための手術</u>を含みます。<u>また、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として定められているもののほか、自由診療によるものも含みます。ただし、抜歯や軽い切り傷等の縫合手術は含みません。</u></p> <p>※健康告知事項での「手術」は、手術共済金の支払対象の手術とは、必ずしも一致しません。</p>	<p>質問表の手術の説明</p> <p>「手術」には、<u>切開術のほか、手足の骨折による手術、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術</u>なども含みます。<u>これらの手術には共済金の支払対象とならないものも含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。</u></p> <p>※<u>骨折・脱臼・捻挫・打撲などの損傷に対する「骨折非観血的整復術」「先天性股関節脱臼非観血的整復術」などの非観血的治療法である整復術についても含みます。</u></p> <p>※<u>除去術や内視鏡による切除術を含みます。</u></p> <p>※健康告知事項での「手術」は、手術共済金の支払対象の手術とは、必ずしも一致しません。</p>

ア. 手足の骨折による手術、非観血的治療法である整復術 等について

パンフレット上の用語解説からは削除されますが、「公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として定められているもの」に含まれるため、これらは見直し後も手術に該当します。

イ. 健康告知事項での手術に該当するかわかりにくい場合

診療明細書等で確認することで、手術に該当するかどうかはわかりますが、判断できない場合は北海道支部までお問い合わせください。

(2) 適用時期

2025年6月発効以降の発効・更新契約から適用します。

適用時期	この会の定める傷病	慢性疾患
7月発効	2025年7月発効・継続～	～2025年6月発効まで
8月発効	2025年8月発効・継続～	～2025年7月発効まで
10月発効	2025年9月発効・継続～	～2025年9月発効まで
1月発効	2026年1月発効・継続～	～2025年12月発効まで

(3) 留意点

加入可否の判断は共済募集行為となります。本資料は新しい取扱いの考え方を記載しています。「この会の定める傷病」に該当するかどうか等、不明の場合は必ず北海道支部までお問い合わせください。

2. 「慢性疾患」から「この会の定める傷病」への取扱い変更について

P43～49 資料1・2 参照

「慢性疾患」から「この会の定める傷病」への取扱い変更について

2025年6月発効以降の発効・更新契約から、団体生命共済の質問表（健康告知）の見直しにともない「慢性疾患」が、「この会の定める傷病」に取扱い変更となります。本資料は取扱いの変更における考え方を記載しています。

1. 取扱い変更のポイント

(1) 名称の変更

現行「慢性疾患」と定義している傷病は、「この会の定める傷病」となります。

(2) 列挙される傷病のみが「この会の定める傷病」に

現在の慢性疾患は、募集パンフレット等には傷病例が掲載されています。見直し後は、募集パンフレット等に列挙される傷病のみが「この会の定める傷病」となるため、組合員本人だけでなく単組担当者も傷病の該当可否が分かりやすくなります。

(3) 削除と追加が生じます

傷病の削除と追加が生じます。このことで加入できる範囲が一部拡大することとなります。

① 慢性疾患であったが、「この会の定める傷病」ではなくなる主な例

不整脈、敗血症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、尿管結石、痛風、慢性副鼻腔炎、片頭痛など

② 慢性疾患ではなかったが、「この会の定める傷病」となる主な例

ア. 気管支拡張症、慢性気管支炎、多発性のう胞腎

イ. 妊娠、分娩、産じょくに伴う傷病で「この会の定める傷病」を含むものなど

2. 「この会の定める傷病」の考え方と事例

見直し後は、パンフレット等に列挙される傷病のみが「この会の定める傷病」となります。

傷病の名称に「この会の定める傷病」として掲載している傷病名が含まれる場合、「この会の定める傷病」に該当すると判断します。また、「この会の定める傷病」の一種として医師から診断されている場合も、「この会の定める傷病」に該当するものとして判断します。

<考え方の事例>

傷病名	該当可否	考え方
良性腎硬化症	○	『腎臓の疾患』の「腎硬化症」に含まれるため「この会の定める傷病」に該当します。
子宮平滑筋腫	○	『がん・しゅよう』の「子宮筋腫」に含まれるため「この会の定める傷病」に該当します。
平滑筋腫	×	『がん・しゅよう』の「しゅよう」「肉腫」など9傷病の名称に全て含まれていないため、「この会の定める傷病」に該当しません。
直腸ポリープ	×	『胃、腸の疾患』の6傷病の名称に全て含まれていないため、「この会の定める傷病」に該当しません。
急性気管支炎	×	『呼吸器の疾患』で列挙している6傷病のいずれにも該当しないため、「この会の定める傷病」に該当しません。

3.Q&A

Q	A
<p>担当者として「申告された傷病は‘この会の定める傷病’の一種なのではないか」と推測される場合があります。その場合でも「この定める傷病」に傷病名が全て含まれなければ「‘この会の定める傷病’に該当しない」という考え方になりますか。</p>	<p>①見直し後はパンフレット等に列挙される傷病のみが「この会の定める傷病」となります。よって「この会の定める傷病」に列挙される傷病名が全て含まれていない場合には「この会の定める傷病」には該当しないというのが基本的な考え方となります。なお、『この会の定める傷病』の一種として医師から診断されている場合は「この会の定める傷病」に該当するものとして判断します。</p> <p>②「この会の定める傷病」に該当するかどうか不明の場合は、必ず県支部までお問い合わせください。</p>
<p>組合員が自身の傷病名を正しく理解できていないケースは少なくありません。新規加入・増額後に告知義務違反になってしまうなど、トラブルを防止するための留意点を教えてください。</p>	<p>見直し後は、組合員本人がパンフレット等に列挙される「この会の定める傷病」を確認し、「この会の定める傷病」の該当可否がわかるようになります。組合員が申告されたの傷病名や医師から診断されている内容、治療要否が曖昧である場合には、組合員に医師への確認を促すようお願いします。</p>

①「この会の定める傷病」

1) がん・しゅよう

悪性新生物、上皮内新生物、良性新生物、がん、しゅよう、悪性リンパ腫、肉腫、子宮筋腫、白血病

2) 糖尿病

3) 心疾患

心臓病、狭心症、心筋こうそく、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、高血圧症

4) 脳血管疾患

脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく）、脳血栓症

5) 胃、腸の疾患

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞（イレウス）、潰瘍性大腸炎、腹膜炎、クローン病

6) 肝臓、すい臓の疾患

肝炎、肝硬変、肝機能障害、すい炎、脂肪肝

7) 腎臓の疾患

腎炎、腎不全、腎硬化症、多発性のう胞腎、ネフローゼ

8) 呼吸器の疾患

肺炎、肺結核、肺気腫、肺のう胞、慢性気管支炎、気管支拡張症

9) 精神障がい

うつ病、アルコール依存症、統合失調症、認知症、双極性障害（躁うつ病）

10) 神経の疾患

髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィー、アルツハイマー病、てんかん、多発性硬化症、睡眠時無呼吸症候群

11) 血管および血液の疾患

動脈硬化症、動脈瘤、下肢静脈瘤、血栓症、貧血、紫斑病、血友病

12) 眼の疾患

白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性

13) 脊柱、骨、関節、免疫の疾患

サルコイドーシス、椎間板ヘルニア、強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、こうげん病（ベーチェット病など※）、免疫不全症候群

※こうげん病には以下の傷病も該当します

全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、シェーグレン症候群、混合性結合組織病、抗リン脂質抗体症候群、ベーチェット病、アレルギー性肉芽腫性血管炎、成人スチール病、好酸球性腹膜炎、結節性動脈周囲炎、大動脈炎症候群、ウェゲナー肉芽腫症、側頭動脈炎

②「新旧対照表」

注意点 1 1) から 13) の傷病グループは「質問表の見直し」後のものです。

注意点 2 「慢性疾患」と「この会の定める傷病」は、資料 1 に記載の通り定義そのものが取扱い変更となります。下記新旧対照表は、傷病の削除と追加を分かりやすくすることを目的に、募集パンフレットに記載される病名を対照表にしたものです。現行「慢性疾患」の「など」は省略しています。

1) がん・しゅよう

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
悪性新生物	悪性新生物
上皮内新生物	上皮内新生物
良性新生物	良性新生物
がん	がん
しゅよう	腫瘍
悪性リンパ腫	悪性リンパ腫
肉腫	肉腫
子宮筋腫	子宮筋腫
白血病	白血病

2) 糖尿病

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
糖尿病	糖尿病
—	痛風
—	甲状腺・副甲状腺・ 副腎の病気
—	代謝障害
—	脂質異常症
—	高コレステロール 血症
—	高脂血症

3) 心疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
心臓病	心臓病
狭心症	狭心症
心筋こうそく	心筋梗塞
心房細動	心房細動
心不全	心不全
心筋炎	心筋炎
心肥大	心肥大
弁膜症	弁膜症
高血圧症	高血圧症

4) 脳血管疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
脳卒中（脳卒中）	脳出血
脳卒中（くも膜下出血）	くも膜下出血
脳卒中（脳こうそく）	脳梗塞
脳血栓症	脳血栓症

5) 胃、腸の疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
—	食道穿孔
胃潰瘍	胃かいよう
十二指腸潰瘍	十二指腸かいよう
腸閉塞 (イレウス)	腸閉塞
潰瘍性大腸炎	潰瘍性大腸炎
腹膜炎	腹膜炎
クローン病	クローン病
—	そけいヘルニア

6) 肝臓、すい臓の疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
—	肝臓病
肝炎	肝炎
肝硬変	肝硬変
肝機能障害	肝機能障害
すい炎	膵炎
脂肪肝	脂肪肝
—	胆石
—	胆のう炎
—	膵臓病

7) 腎臓の疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
腎炎	腎炎
腎不全	腎不全
—	腎盂腎炎
腎硬化症	腎硬化症
多発性のう胞腎	—
ネフローゼ	ネフローゼ
—	腎・膀胱・尿管 ・尿路結石など

8) 呼吸器の疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
肺炎	肺炎
肺結核	肺結核
肺気腫	肺気腫
肺のう胞	肺のう胞
—	慢性閉塞性肺疾患
—	閉塞性気管支炎
慢性気管支炎	—
気管支拡張症	—

9) 精神障がい

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
うつ病	うつ病
アルコール依存症	アルコール依存症
統合失調症	統合失調症
認知症	認知症
双極性障害 (躁うつ病)	双極性障害

10) 神経の疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
髄膜炎	髄膜炎
脳性麻痺	脳性麻痺
パーキンソン病	パーキンソン病
筋ジストロフィー	筋ジストロフィー
アルツハイマー病	アルツハイマー病
てんかん	てんかん
多発性硬化症	多発性硬化症
睡眠時無呼吸症候群	睡眠時無呼吸症候群

11) 血管および血液の疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
—	脾臓の疾患
動脈硬化症	動脈硬化症
動脈瘤	動脈瘤
下肢静脈瘤	下肢静脈瘤
血栓症	血栓症
貧血	貧血
紫斑病	紫斑病
血友病	血友病

12) 眼の疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
白内障	白内障
緑内障	緑内障
網膜剥離	網膜剥離
—	網膜変性
網膜色素変性	網膜色素変性
—	乳様突起炎
—	中耳真珠腫
—	慢性副鼻腔炎

13) 脊柱、骨、関節、免疫の疾患

見直し後 「この会の定める傷病」	現行 「慢性疾患」
サルコイドーシス	サルコイドーシス
椎間板ヘルニア	椎間板ヘルニア
強直性脊椎炎	強直性脊椎炎
後縦靭帯骨化症	後縦靭帯骨化症
骨髄炎	骨髄炎
骨パジェット病	骨パジェット病
関節リウマチ	関節リウマチ
こうげん病 (ベーチェット病など※)	膠原病
免疫不全症候群	免疫不全症候群
—	関節炎
—	関節障害
—	脊柱管狭窄症
—	骨粗しょう症
(こうげん病に含む)	ベーチェット病

※こうげん病には以下の傷病も該当します

全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、シェーグレン症候群、混合性結合組織病、抗リン脂質抗体症候群、ベーチェット病、アレルギー性肉芽腫性血管炎、成人スティル病、好酸球性腹膜炎、結節性動脈周囲炎、大動脈炎症候群、ウェゲナー肉芽腫症、側頭動脈炎

VII 親子共済の推進について

親子共済は2025年4月の予定利率改定により、満期共済金額と死亡・重度障害共済金額が増額します。満期共済金については元本割れする年齢層が縮小し、満期共済金額が掛金払込累計を上回る年齢層が拡大するため、親子共済の積極的な推進を再開することとします。

※現行予定利率：0.5% → 改定後予定利率：1.0%

1. 親子共済の概要

親子共済は子どもの教育資金（満期金）と、組合員と子どもが万一のときの保障（死亡・重度障害）を組み合わせた共済制度です。

(1) 加入要件

組合員本人	子ども
団体生命共済に加入していること ※組合員本人、子どもそれぞれが加入する必要があります。	
健康告知区分が「通常就業者（高血圧緩和を含む）」であること ※健康告知は申込日時点のもの ※健康告知は団体生命共済の「一般用告知事項」のもの	
発行日現在の年齢 満18歳～満48歳	発効日現在の年齢 0歳～満6歳
	発効日現在 未就学であること
60歳を迎えた年度の3月末までに、 満期を迎えられること	満期までに、 12年以上の積立期間があること

※夫婦ともに組合員の場合、同一の子どもが夫婦双方の契約に重複して加入することはできません。団体生命共済子ども契約がある組合員の子どもとして加入してください。

(2) 加入いただける時期

内容	時期
新規加入	原則、団体生命共済の継続募集時期
追加加入	

※新入組合員、新たに家族になった子どもは団体生命共済に新規加入することができ、同時に親子共済にも加入することができます。

(3) 掛金

子ども一人あたり	月払	1口（5,000円）～4口（20,000円）
----------	----	------------------------

(4) 満期と共済期間

満期は新規加入月により決まり、高校2年生の2月から高校3年生の1月までのいずれかの月末となります。共済期間（積立期間）は12年～18年の1年単位で、11年以下のときは加入できません。

【満期と共済期間】

新規加入月	満期	新規加入月	満期	新規加入月	満期
3月	高校2年生の2月末	7月	高校3年生の6月末	11月	高校3年生の10月末
4月	高校2年生の3月末	8月	高校3年生の7月末	12月	高校3年生の11月末
5月	高校3年生の4月末	9月	高校3年生の8月末	1月	高校3年生の12月末
6月	高校3年生の5月末	10月	高校3年生の9月末	2月	高校3年生の1月末

(5) 積立期間別金額表

満期共済金(掛金1口5,000円あたり)抜粋					満期共済金は、組合員本人の性別・加入年齢・満期までの積立期間により異なります。 ※網掛け部分:掛金に占める死亡保障の割合が大きいことにより元本割れとなる契約です。					
改定前【組合員:男性】 (単位:円)					改定後【組合員:男性】 (単位:円)					
満期までの積立期間 (子どもの代表的な加入年齢)	12年 (6歳)	14年 (4歳)	16年 (2歳)	18年 (0歳)	満期までの積立期間 (子どもの代表的な加入年齢)	12年 (6歳)	14年 (4歳)	16年 (2歳)	18年 (0歳)	
掛金累計	720,000	840,000	960,000	1,080,000	掛金累計	720,000	840,000	960,000	1,080,000	
組合員(男性) 加入年齢	18歳	723,303	845,077	964,752	1,087,248	18歳	745,288	875,313	1,004,329	1,135,362
	20歳	722,123	843,523	964,752	1,087,248	20歳	744,072	873,703	1,002,061	1,135,362
	22歳	722,123	843,523	964,752	1,084,787	22歳	744,072	873,703	1,002,061	1,132,552
	24歳	722,123	841,968	962,772	1,082,326	24歳	744,072	872,093	999,793	1,129,742
	26歳	720,943	841,968	960,792	1,079,865	26歳	742,857	872,093	997,525	1,129,742
	28歳	720,943	840,414	958,811	1,077,404	28歳	742,857	870,483	998,350	1,124,121
	30歳	718,584	838,860	956,831	1,074,944	30歳	741,641	868,872	996,288	1,121,311
	32歳	717,404	835,751	952,871	1,070,022	32歳	739,209	865,652	992,164	1,115,690
	34歳	715,044	832,642	948,910	1,062,639	34歳	736,778	862,432	988,041	1,107,259
	36歳	712,684	829,533	942,970	1,055,257	36歳	734,346	859,212	981,855	1,098,829
	38歳	709,144	824,870	935,049	1,045,413	38歳	731,914	854,382	975,670	1,094,379
	40歳	705,604	818,652	927,128	1,033,109	40歳	727,051	847,942	965,360	1,081,498
	42歳	700,884	810,880	917,227	1,018,344	42歳	722,188	839,892	955,051	1,066,042
	44歳	694,985	801,554	903,366		44歳	716,109	831,842	940,618	
	46歳	692,920	798,618		空白部分に該当する場合は加入できません。	46歳	708,814	818,962		空白部分に該当する場合は加入できません。
48歳	684,660				48歳	699,088				
改定前【組合員:女性】 (単位:円)					改定後【組合員:女性】 (単位:円)					
満期までの積立期間 (子どもの代表的な加入年齢)	12年 (6歳)	14年 (4歳)	16年 (2歳)	18年 (0歳)	満期までの積立期間 (子どもの代表的な加入年齢)	12年 (6歳)	14年 (4歳)	16年 (2歳)	18年 (0歳)	
掛金累計	720,000	840,000	960,000	1,080,000	掛金累計	720,000	840,000	960,000	1,080,000	
組合員(女性) 加入年齢	18歳	725,663	848,186	970,693	1,094,630	18歳	747,720	878,533	1,008,865	1,143,793
	20歳	725,663	848,186	970,693	1,094,630	20歳	747,720	878,533	1,008,865	1,143,793
	22歳	725,663	848,186	968,712	1,092,170	22歳	747,720	878,533	1,006,597	1,140,983
	24歳	725,663	846,632	968,712	1,092,170	24歳	747,720	876,923	1,006,597	1,140,983
	26歳	724,483	846,632	966,732	1,089,709	26歳	746,504	876,923	1,004,329	1,138,173
	28歳	723,303	845,077	964,752	1,087,248	28歳	745,288	875,313	1,004,329	1,135,362
	30歳	723,303	843,523	964,752	1,084,787	30歳	745,288	873,703	1,002,061	1,132,552
	32歳	722,123	841,968	960,792	1,082,326	32歳	744,072	872,093	999,793	1,129,742
	34歳	720,943	840,414	958,811	1,077,404	34歳	742,857	870,483	998,350	1,124,121
	36歳	718,584	837,305	954,851	1,072,483	36歳	740,425	868,872	994,226	1,118,501
	38歳	717,404	835,751	950,891	1,067,561	38歳	739,209	865,652	990,103	1,112,880
	40歳	715,044	831,088	946,930	1,060,178	40歳	736,778	860,822	985,979	1,104,449
	42歳	711,504	827,979	940,990	1,052,796	42歳	733,130	857,602	979,793	1,096,018
	44歳	707,964	821,761	933,069		44歳	729,483	852,772	973,608	
	46歳	704,424	817,098		空白部分に該当する場合は加入できません。	46歳	725,835	846,332		空白部分に該当する場合は加入できません。
48歳	699,705				48歳	720,972				

(6) 加入と支払いの例

・組合員本人(親) …… 女性・30歳加入

・積立期間 …… 18年(子ども0歳加入)

・加入口数 …… 4口(月額20,000円)

高校卒業
該当年度 **満期共済金 453万208円**

満期共済金453万208円(1口あたりの満期共済金113万2,552円×4口)をお支払いします。

月々20,000円積み立て (1口5,000円×4口) 積立金

親(女性) 30歳

子ども 0歳

満期

子どもが亡くなったとき(契約終了)

40万円+解約返戻金

死亡共済金40万円(1口あたり10万円×4口)をお支払いします。これに加えて解約返戻金およびすえ置き割り戻し金をお支払いします。



子どもが重度障がいするとき

40万円

重度障害共済金40万円(1口あたり10万円×4口)をお支払いします。



組合員本人(親)が死亡・重度障がいするとき(契約終了)

480万円+積立金相当額

死亡・重度障害共済金として、480万円(1口あたりの満期共済金113万2,552円を10万円単位で切り上げた120万円×4口)をお支払いします。これに加え、累加死亡・重度障害共済金(それまでの積立金に相当する金額)およびすえ置き割り戻し金をお支払いします。



※この例は2025年4月発効以降の契約に適用する予定利率等にもとづき、本パンフレット作成日時時点で試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがあります。

(7) こども保障満期金付タイプとの比較

P53～P54 資料3 参照

■各種制度の概要

	親子共済	こども満期金付タイプ
加入要件	下記の対象者が団体生命共済に加入していること	
	組合員と子ども	子ども
契約者／被共済者	組合員／組合員と子ども	組合員／子ども
加入できる年齢	組合員：48歳以下 子ども：6歳以下	中学準備：0歳～7歳 高校準備：0歳～10歳 大学準備：0歳～14歳
健康告知の対象者	組合員と子ども	子ども
契約期間（最大）	12年以上18年以下	4年～18年
月々の積立額	1口：5,000円～ 4口：20,000円まで	コース・満期金額により変動 最大300万円
途中解約	可能 (積立期間により元本割れあり)	
積立額の変更	可能 新規加入月と同じ月（年1回） に、口数の追加が可能	不可 増額する場合は新たに契約を結ぶ
満期・受け取り	指定の方法で受け取り	
保障	・組合員死亡、重度障害 ・子ども死亡、重度障害	・子ども死亡、重度障害
掛金収納	チェックオフ（月払い）	口座振替（月払い）
予定利率	1.0%	
節税	一般生命保険料控除	

■各種制度の積み立てと給付事例

親子共済の積立条件

加入時：30歳・女性／子ども 0歳
 コース：2口（5,000円×2）
 積立額：10,000円／月

給付事例

① 子どもが10歳で死亡した場合
 共済金額 **1,413,460円**
 （死亡共済金20万円＋解約返戻金）
 掛金累計 1,200,000円

② 組合員が40歳で死亡した場合
 共済金額 **3,613,460円**
 （死亡共済金240万円＋解約返戻金）
 掛金累計 1,200,000円

③ 48歳で満期金を受け取る場合
 満期金額 **2,265,104円**
 （払込累計：2,160,000円、返戻率：104.87%）

子ども満期金付タイプの積立条件

加入時：30歳・女性／子ども 0歳
 コース：高校準備100万円・大学準備100万円
 積立額：9,620円／月

給付事例

① 子どもが10歳で死亡した場合
 共済金額 **3,193,700円**
 （死亡共済金202万円＋解約返戻金）
 掛金累計 1,154,400円

② 組合員が40歳で死亡した場合
 給付なし
 ※契約者の変更手続きなどを経て継続可能

③ 48歳で満期金を受け取る場合
 満期金額 **2,000,000円**
 （払込累計：1,888,200円、返戻率：105.92%）

Ⅷ 厚生労働省検査の指摘事項と周知について

1. はじめに

2024年1月に、厚生労働省による自治労共済生協及び自治労共済推進本部に対する検査が実施され、検査の結果、次の内容(2)で指摘を受けています。今回、指摘された事項のうち、セット共済・マイカー共済の加入手続きに関する指摘事項を説明し、単組における適切な事務を確認します。

2. 検査の指摘事項

セット共済・マイカー共済の加入手続きに関する指摘事項は以下のとおりです。

(1) 総合共済の加入手続きについて

総合共済加入申込書を確認したところ、「総合（慶弔）共済事業規約」第16条及び第17条に基づかず、中途加入者に係る共済契約の発効日を遡及して設定している事例が認められた。

については、貴組合役職員及び取扱団体を対象に、適切な共済加入事務について周知徹底するとともに、事務担当者向けマニュアルの内容点検や研修資料の改訂を行うなど、改善のための対策を講じること。

(2) 団体生命共済・マイカー共済の加入手続きについて

自治労共済推進本部における共済加入申込書を確認したところ、以下の不適切な事例が認められた。

(1) 団体生命共済

- ・ 申込日を遡及修正している事例
- ・ 協力団体での受領後に自治労共済推進本部都道府県支部へ送付されないまま発効日を過ぎてしまった申込みについて、遡及加入処理を行っている事例

(2) マイカー共済

- ・ 申込日が未記載である事例
- ・ 申込日からの期限を超えた効力開始日が設定されている事例

については、貴連合会役職員及び協力団体を対象に、適切な共済加入事務について周知徹底するとともに、事務担当者向けマニュアルの内容点検や研修資料の改訂を行うなど、改善のための対策を講じること。

3. 指摘を踏まえた再周知

次の内容を確認いただき、適切な共済事務をお願いします。

(1) セット共済（総合共済、団体生命共済）について

① 契約発効の遡及について

申込日以前に遡る加入はできない。

② 申込書記入日の遡及修正について

申込書記入日は健康告知等、契約上の重要項目であるため、遡及修正は行わない。

③ 申込書の送付について

申込書について、単組は県支部宛に発効日を超えないよう随時速やかに送付する。

(2) マイカー共済について

① 申込日の記入について

単組は提出された申込書について、申込日が記載されているか点検し、未記載の場合は組合員に記載してもらう。

② 効力開始日について

効力開始日について、申込日の翌日から 30 日以内で指定する取扱いとなっている（事業細則第 7 条第 2 項）。単組は提出された申込書について、効力開始日が申込日の翌日から 30 日以内となっているか点検し、期限を超えている場合は組合員に訂正してもらう。

4. 事務処理マニュアルの改訂

セット共済およびじちろうマイカー共済の事務処理マニュアルのうち、上記内容に関するページについて、2024 年度中に改訂版を作成します。

IX コンプライアンスについて

1. コンプライアンス向上の取り組み

(1) 集合研修と単組訪問

北海道支部ではコンプライアンスの向上を目的とし「集合研修と単組訪問」を実施することとしています。

じちろう労共済を取り扱っているすべての単組を訪問し、①単組推進状況の聞き取りと今後の推進協議、②適正な共済活動点検（コンプライアンスアンケート回収）を行っておりますので、ご協力をお願いします。

(2) 集合研修

事故防止およびコンプライアンス（倫理法令等遵守）の観点から、自治労共済共済の推進・事務を行う上で必ず守っていただきたい事項について、全体で確認をします。資料：「協力団体用 共済活動ハンドブック Ver.2.1」（2024年6月）

(3) 単組作成広報宣伝物の作成にあたって

① 作成時にご注意いただきたい点

・「共済活動」と「共済募集」の違い

こくみん共済 coop においては、単組は「協力団体」に位置付けられ、協力団体が取り組む「共済活動」は組合員の自主福祉にとって重要な活動のひとつとなっています。一方で、「じちろう共済」が提供する各種制度の「共済募集」は、こくみん共済 coop の役職員（共済募集人）のみができる行為であり、協力団体において「共済募集」を行うことはできません。

<注意！> 組合が募集しているような表現

単組が発行する教宣物の記事において、「〇〇労働組合では…」と組合を主体として共済に関わる内容を掲載した場合、共済の募集主体が労働組合であると誤認されるおそれがあります。このため、募集元が「こくみん共済 coop 自治労共済推進本部」であることを明記しておくことが重要です。

② 広報宣伝物の事前提出のお願い

ア. 単組作成広報宣伝物作成の際は、道支部の事前確認が必要となりますので、必ずご提出をお願いします。（校了日の概ね1週間前までに道支部提出）

イ. 点検対象とならない準推進制作物

準推進制作物に、自治労共済推進本部や道支部が提供する版下をそのまま使用する場合は、道支部への承認申請は不要です。

【例①】自治労共済推進本部が作成した準推進制作物用の版下を利用する場合

【例②】自治労共済推進本部・道支部作成の推進制作物をそのまま掲載する場合

ただし、次の点に留意してください。

○変形や改変、文言の追加などが行われていないこと

※ロゴ等の縦横比率を維持した拡大・縮小は可能

○色刷りの場合、指定のロゴカラーを使用していること

○有効期限の切れたものが使用されていないこと

2. 個人情報を含む帳票発送についてのお願い(個人情報保護にかかわる帳票発送事務)

道支部では、組合員・契約者の個人情報保護に努めており、単組から送られてきた送付物の内容・枚数について帳票受付簿をつけて到着確認を行っております。

単組から個人情報を含んだ書類を発送する場合は、ハッピーちゃんネットの「帳票発送管理DB」の活用や、「帳票発送管理表」のFAX送信による事前発送通知を行い、配達記録が確認できる方法で発送してください。道支部への個人情報を含む書類の持ち込みは、されないようにお願いします。

また、発送物の漏れや混入、抜き取りなどのリスクを回避するため、発送業者への引き渡しは担当者の注意の行き届く場所で行っていただくようお願いいたします。

(1) ハッピーちゃんネット利用単組

ハッピーちゃんネット利用単組においては、道支部へ帳票を発送する際、「帳票発送DB」を使用し発送帳票の登録をお願いします。

【手順】ハッピーちゃんネット ⇒ 帳票発送管理（単組→県）⇒ 帳票発送管理DB
⇒ 発送する帳票の登録 ⇒ 帳票発送（郵送）

(2) FAX使用単組・ハッピーちゃんネット未導入単組

ハッピーちゃんネット未導入単組においては、道支部へ帳票を発送する際、事前に「帳票発送管理表」を道支部にFAXをお願いします。※議案後方に様式添付

【手順】帳票発送管理表を道支部へFAX送信 ⇒ 帳票発送（郵送）⇒ 道支部到着確認

(3) 電話連絡による発送

帳票発送DB・FAXともに利用ができない単組においては、道支部へ電話連絡をした後、帳票発送を行ってください。

【手順】道支部へ電話連絡（発送帳票の事前連絡/電話 011-747-1536）⇒ 帳票発送（郵送）
⇒ 道支部到着確認

(4) 帳票発送DBを利用開始する場合

ハッピーちゃんネットおよび全労済インターネットサービスID発行申請書が必要となりますので、利用希望の際は道支部へご連絡ください。

ID登録証は申請から1ヶ月～1.5ヶ月後に道支部を通じて単組に郵送されますので、同封のマニュアルを参考にご登録をお願いいたします。

X その他

1. 共済担当者変更報告のお願い

単組－道支部間で円滑な共済業務および迅速な業務連携をはかるため、各単組において共済担当者の変更が生じた際には、「共済担当者変更届」の提出をお願いします。

(1) 報告方法

「共済担当者変更届」に担当者名などを記入し、北海道支部へFAX送信してください。
(郵送も可)

(2) 報告時期

通年の取り扱いとし、共済担当者変更になったときに報告してください。

2. 単組記入欄について

帳票提出の際、単組担当者が記入する項目漏れがないかをご確認をいただいた後、ご提出をお願いします。

【特にお願いしたい点】

- (1) 発効日・解約日の記入
- (2) 単組確認印（担当者印）の押印

※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。

事務 処理 欄	単組支部		単組本部		県支部	
	受付日	/	/	/	受付日	/
	点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出	未・済
	送付日	/	/	/	登録日	/
確認印	印	印	印	確認印	印	

<2020.01>

(3) 掛金収納事務について

「種目別集計表（総括票）」を送る際、必ず「本部送金日」をご記入ください。

- ・共済本部からの事務指導ですので、ご協力をお願いします。
- ・帳票右下の「単組記入欄」に記載欄があります。

単組記入欄		県支部記入欄		本部使用欄	
本部送金日	/	県支部受付日	/	受付日	/
県支部送付日	/	本部送付日	/	登録日	/
担当者確認印	印	担当者確認印	印	確認印	印

3. スポーツチーム総合共済の中途加入申し込みについて

スポーツチーム総合共済の中途加入の申し込みについては、発効日の5営業日前の午前中までに加入依頼書のFAX送信・受付をお願いしていますが、申し込みがギリギリの場合、FAXとあわせて道支部にお電話もお願いいたします。

4. 公務員賠償責任保険の中途加入申し込みについて

(1) 募集スケジュール

発効日は毎月1日となります。

通常：発効日の前月15日単組受付締切→前月20日道支部締切→自治労サービス

※発効日の5営業日前に自治労サービス（原本）必着

例外：2月・12月は締切日が早まります。

※2025年2月20日（木）自治労サービス（原本）必着

8月、9月は中途加入の受付停止。（例年通り）

(2) 必要書類

新規加入依頼書、集約票、預金口座振替依頼書（口振単組）

(3) 公務員賠償責任保険の専用口座への送金

発効日（含まず）の5営業日前までに保険料を送金してください。

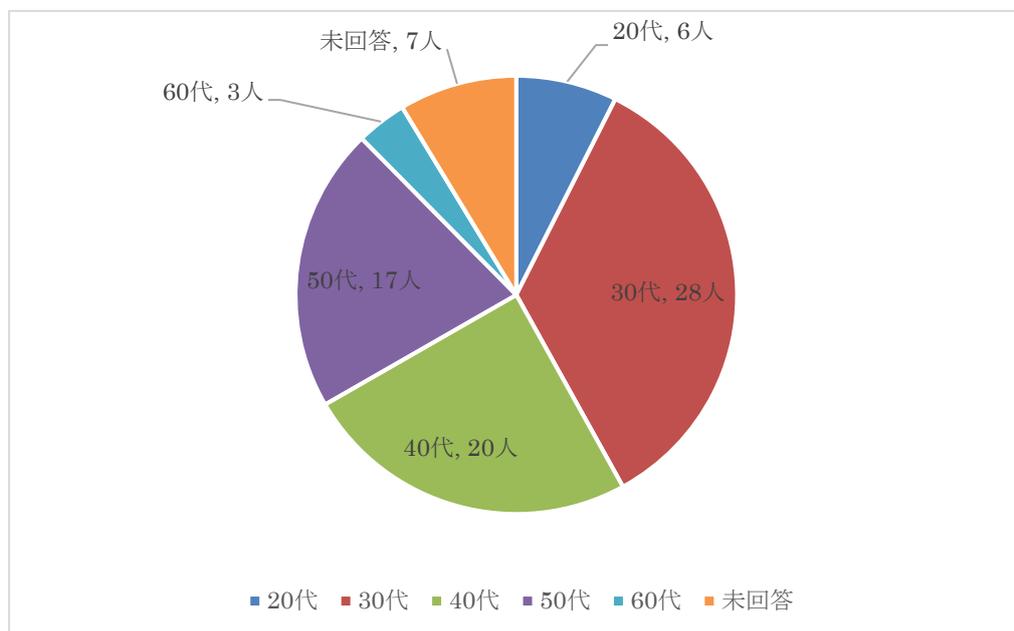
※中途加入の場合、中途掛金分は口振単組であっても単組から専用口座への送金となります。

5. 「自主福祉活動推進」に係る各種助成制度の請求期日について

年度を跨いだ費用のお支払いができないため今年度（2024年6月～2025年5月末）に発生した費用の請求書は2025年5月末までに道支部に届くように送付をお願いいたします。

6. 2024 じちろう北海道共済集会 アンケート集約結果 [2024 年 5 月 13 日開催]

【アンケートの年代別回答者数】



【設問1】「2024 じちろう北海道共済集会」に参加して

回答	回答数	割合
1 良かった（勉強になった）	78	96%
2 参加するほどではなかった	0	0%
3 どちらでもない	0	0%
未回答	3	4%
全体	81	

【設問2】講演「人間心理から知るじちろう共済推進の極意～良い制度なのに伝わらないもどかしさを解消しよう～」FP ユニオン Labo 植田一樹さんの内容はどうでしたか？

回答	回答数	割合
1 わかりやすかった	76	94%
2 難しかった	0	0%
3 どちらでもない	3	4%
未回答	2	2%
全体	81	

【感想(記述)】

- 共済は「組合費以上のメリット」という言葉をより具体的に数字等で表し促進していきたい。
- それぞれのニーズに合わせて推進の仕方を工夫しようと思った。
- 今まで説明会は制度内容や掛金などを伝えていましたが、具体的なすすめ方、長期共済の優位性など大変参考になりました。ぜひ使いたいと思います。

-
- 若手職員が団生に入る決め手が掛金以外で見つからなかったけど、講演を聞いてアプローチ方法が色々あると知り、やってみようと思いました。
 - ライフプランどの段階でいくら必要か、身近なことからの説明で良かった。組合員へ説明する際に参考にしたい。
 - 若手（新規採用）職員へのアプローチに使える手法がたくさんあったので、6月に実施予定の学習会の中に取り入れてみたいと思います。
 - そうはいいってもなかなかうまくいきませんよね…
 - 「お任せください」のフレーズは組合活動だけでなく様々なシーンで使えると思った。その分知識がないと言えないフレーズと実感しました。
 - 全国での学習会に近い内容で役員にもきいてもらいたい内容でも参加をしてくれなければ伝わらないので参加が課題だと思った。
 - 「人間の購買心理の流れ」はなるほど…と思いました。それぞれ組合員に合った加入促進の話が出来るようになりたいです。
 - 現状の点数づけにはドッキリしました。なんとかいい取り組み方法はないものかと時々思っていますが、力不足です。専門の方のお話は労働組合の関わる人に欠落している部分を学ぶことが出来て参加となります。
 - 人間心理に触れると面白いとかんじた。何をするにもまずは信頼が大事。
 - 自治労共済の制度内容を取り入れながらの説明が具体的で分かりやすかった。
 - 同様の説明を組合員にできたらいいのだが…。
 - 担当としてできることできないことがあるが、担当の人の理解のほか、損得を気づかせる説明（話術）や書き方など必要性をあらためて感じた。自治労としてわかりやすい説明・案内を作り配ってほしい。
 - 難しい部分もありましたが、見えない（形の無い）サービスだからこそ「イメージさせること」が大事だというお話は組合員を増やすための対策にも適用できると思いました。
 - 難しい話をしてくださっていましたがわかりやすく丁寧に伝えてくださりとても良かったです。
 - NISA、iDeCoの特徴が良くわからなかったので、長期共済を伝えきれない事もあったが、その辺の知識を身に付けることが出来た。長期共済に入った上でNISA、iDeCoがベターだよと伝えられるようさらに精進します。
 - 考え方から見直すきっかけとなりました。
 - 自分の説明のどこがイマイチだったかがわかり大変参考になった。
 - 自分の単組に呼びたいがお値段が…なので今日聞けたのは幸運でした。
 - 本単組のようにすでに大半の職員が加入している単組にとっては、午前の事務講習の方が参考になった。
 - 組合員や非組合員まで聞いてほしいと思える内容でした。
 - テーマがとても良かったです。事務担は手続きがメインになるので、心理的アプローチなど興味深いです。
 - 内容的にも面白く、もっと沢山聞きたかった！
 - 人間心理に着目した共済推進のお話は初めてでした。興味深かったです。自分の立場では難しいですが、任せてくださいと言えるほど個別相談対応を受けられる人員がいれば確実に加入につながるだろうなと思えました。
-

-
- FPの勉強しようと思った。
 - 1年ごとに見直しができる事は団体生命の強みであるという事が良くわかりました。長期共済やNISAの事なども知ることができたので、今までより自信をもっておすすめしたいと思います。
 - プロの視点で、じちろう共済についてお話いただくことで改めて良い制度であることを理解できました。単組でもお聞きしたいです。
 - 組合員に説明すべきポイント（足りない部分）がハッキリわかった。とても役にたった！どうもありがとうございました。
 - 自身の契約内容等を考え直すきっかけにもなったし、他の組合員へ制度をどのように伝えたら良いか学べた。
 - じちろう共済の良さも大事ですがその人（組合員）にとって何が必要か何がお得か、そういうことを伝えられる書記になりたいと思いました。
 - 少し自信をもって声をかけていこうと思いました！良い制度（共済）なのに伝え方が上手にできなくて… すごくわかりやすく聞きやすかったです！ありがとうございました！
 - 明日から実践できることが多いので、とてもためになりました。
 - 目先のことだけでなく、将来のことについて考えることの大切さを学べた。
 - 分かりやすく教えて頂きました。若い子がネットでNISAよくやっています。銀行とネットでやるメリット、デメリットはなんなのか知りたいです。
-

【設問3】単組報告～他単組の取り組みに学ぶ ご感想をお聞かせください。

-
- 助け合いと信頼関係が改めて重要だと感じました。
 - なるほどという部分もありましたが、規模がやはりネックですね。
 - なかなか時間がとれなく新規採用者に丁寧な説明できていないのががんばろうと思った！
 - 当別町や網走市のように沢山の役員や書記が力を合わせてはじめて推進していけるという大切な事をうったえ単組が実践していけるようにしていきたい。
 - 学習会の開催が出来ていない事が不足していると感じました。
 - 元々組織力が強い所の話として他人事のように聞かず、今後自分の組織において何から行動することが必要か改めて考え直すきっかけになった。ありがとうございました。
 - 単組役員、組合員、書記の連携は最強だと思いました。組合加入からはじまり丁寧な運動の継続が10年、20年、30年後の組織を作ると感じました。
 - 他単組の取り組みを聞く事が出来てとても良かった。執行委員にも聞いてほしかったです。
 - 実際の単組活動はとても参考になる。
 - 全組合員・非組合員とも共済に関するメリットの周知徹底が急務だと痛感しました。
 - 役員がしっかりと考えて学習会をやっていることに感心しました（内容も回数も）。ぜひ自身の単組役員にも見習ってほしいと思いました。
 - 日頃の声かけ、すぐに結果でないと思うがコツコツ取り組むことが大事だと思った。
 - 書記や専従者がいる単組の良い事例だと感じました。一方で書記も事務所もない単組でどのように取り組みを進めるかが課題だと思います。
 - 他単組の取り組みが聞けて良かったです。（新入組合員の加入説明会の様子など）
 - 複数人で対応できる環境が重要だと改めて感じました。（担当者任せにしない）
-

- 当別町の書記長のような方が、多くの単組の役員になってくれれば共済の推進もより進んでいくと思う。
- それぞれの単組の熱心な取り組みを学べ、とても参考になりました。新採・若手に対し周りの職員の協力も得ながら取り組みをすすめることが重要であると改めて感じました。ありがとうございました。
- 現状維持バイアスを解消するためにも皆を巻き込んで運動することが重要だと感じました。入らないのはもったいないので賃上げが厳しい中ですが、可処分所得を増やすことから始めていけるよう行動していきたいと思いました。やはり信頼関係づくりですね。
- 年末調整の書き方は自分自身も社会人1年目に全くなんのこともわからず、教えてもらえる先輩も環境でもなかったことを思い出しました。若年層に対してはそういった（最初から自治労共済だけをテーマにした学習会をするのではなく）身近なものを取りつく手がかりにして学習会に取り込んでいくのが効果的だと考えられました。
- 脱帽しかない。
- 団生等の加入率におどろきました。
- 素晴らしい組織だと思います。なかなか執行部も一緒に共済活動をしてくれないですよ。見習うべきですね。
- 単組に戻って仲間に伝えます。
- お二人の取り組みに背中を押されました！ともにがんばりましょう！
- きっかけ作りやアプローチの方法などとても勉強になりました。
- 労働運動の原点である自主福祉活動を熱心に取り組んでいる事例はとても参考になります。教えていただいたものは簡単に取り組むことができるため、少しでもいいので取り組みたいと思います。

【設問4】このような集会があったらまた参加したいですか？

回答	回答数	割合
1 参加したいと思う	79	98%
2 参加したいと思わない	0	0%
3 どちらでもない	1	1%
未回答	1	1%
全体	81	

【設問5】今後、どのようなテーマの講演を聞いてみたいですか？

- 節税関係
- 資産運用などの可処分所得の向上
- 長期共済・NISA・iDeCoの関わり
- マイカー共済のメリットの弁護士費用特約で救われた人の例など取り上げながら講話いただきたい。事例があればメリット説明しやすい。
- ライフプラン（単身・結婚・出産）ピンポイントごとにフォーカスした共済学習会があれば、共済推進の手助けになると思います。
- 経済について

-
- ハラスメントについて
 - また単組報告をきいてみたいです。
 - 他の共済制度も知りたい。
 - 小規模単組での好事例と失敗談
 - 非協力的な組合員をいかにして巻き込むか！ここを何とかしたい・・・。
 - 民間保険との比較、メリット、デメリットなど
 - 住まいる共済について
 - 共済制度と合せて自治労共済制度の設計ができるような学習ができればと感じました。ライフプランに合わせた掛金について説明できるようにしたい。
 - マイカー共済の特約内容をくわしく
 - 講演も参考になったが単組の成功事例は特によかった。今後もこのような集会をお願いしたい。
 - 同様の内容を違う方からも聞いてみたい。
 - 書記の役割や意識について・・・
 - 物価高などの対策
 - ろうきんについて
 - 公務員ならではの制度と共済の組み合わせ
-

【設問6】集会全体を通して、お気づきになった点、ご要望についてご記入ください。また、会場で聞けなかった質問等があればご記入ください。

-
- 参加者名簿がほしい。どういう単組が参加できていて、役員もどの役職の方が参加しているのか確認したい。
 - 基本的な学習が足りていない。まずは地本として広げるような取り組みを進めたい。
 - 対面参加が減るのも気になりますが、オンライン併用かアーカイブで多くの書記さんが見れるように。
 - パネルディスカッションなどもよいかと思います。
 - 参加者名簿を共有してほしかったです。単組執行部なのか書記なのかによって多少は目線が変わってくるのかな？と思いました。
 - 今回のようなFPの視点が勉強になります。
 - またLaboさん植田さんの話が聞きたいです！
 - 他単組の具体的な取り組みを聞ける機会は他にないのでまた次回もお話していただける単組さんがひとつでもあるとありがたいです。
 - 当別町職さんの報告で学習会を定期的で開催されているとありましたが、その際の参加者の範囲はどこまでなのか。参加者は何人くらいなのか。参加者を集めるときにより多くの人に参加してもらえるように工夫していることはあるかなど教えてほしいです。聞き逃してたらすいません。よろしくお願いいたします。
 - 共済の内容ではなく加入促進の方法などを聞く機会はあまりないので新鮮だった。
 - 植田先生へ 新採用への最初のお声かけ(誰この人！？とならないようなお声かけありますか？！)
-

【設問7】道本部・道支部へのご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

- 旅費が厳しいので web もご検討ください。
 - 共済の推進について、どのくらいの単組が推進に向けて役員がかかわれているのかの現状を把握してほしい。その上でどんなアプローチ（学習会含む）考えてほしい。
 - 単組・総支部のためにどうあるべきか考えてほしい。
 - いつもありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
 - 正直、組合役員が加入率を上げることにモチベーションは高くない。労力に対してのベネフィットがあれば。
 - 忙しい中、企画・運営ありがとうございました。
 - 単組執行部の参加が少ないように感じました。多くの組合員に伝えるためには参加してもらわなければ……。日付の設定など、色々と工夫されていることとは思いますが、さらなる推進に向けよろしくお願いいたします。
 - 本日はこのような機会を設けてくださりありがとうございます。
 - ハッピーちゃんネットの運用等について（現在未導入）
 - 移動の関係で週末の開催をお願いしたいです。
 - とても重要な集会だと思います。何度も参加したいのでぜひたくさんさんの開催をお願いします！
 - 時期的に2～3月の方が新採対策にむけてはいいかも
-

複写帳票(白紙)発送依頼書

単組名:	担当者:
依頼日: 年 月 日	納品希望日: 年 月 日

* 依頼する帳票について、以下の「依頼帳票」欄に○印を付けて、「発送部数」欄に部数をご記入ください。

依頼帳票	帳票名称	帳票番号	発送希望部数
	生協加入申込書 兼 組合員情報登録・変更申込書	契 01	
	生協加入申込書 兼 団体生命共済・長期共済加入申込書	契 07	
	団体生命・長期・親子 加入・変更申込書(例月)	契 08	
	解約申込書(兼 解約返戻金請求書)	契 04	
	税制適格年金(長期共済) 随時払加入申込書	契 70	
	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(退職後共済・親子共済専用)【黄】		
	共済掛金の振替口座 変更(登録)届(じちろうマイカー共済用)	JJ 07	
	マイカー 解約届	JD 30	
	行事・レクリエーション共済(加入依頼書・異動連絡票)		
	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(公務員賠償責任保険専用)		
	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(退職後共済・親子共済専用)【黄】		

【通信欄】

出資金返戻請求書 兼 退職組員加入承認申請書(共済継続利用時)<2024.10月版> 帳票番号 契05-01の複写帳票は作成していません。ハッピーちゃんネットから印刷していただくか、道支部にご依頼ください。次頁に載せていますのでコピーしてお使いください。

自治労共済生協 出資金返戻請求書

兼 退職組合員加入承認申請書 (共済継続利用時)

契05-01

H
出資金返戻

全日本自治労労働者共済生活協同組合（自治労共済生協）御中

貴組合からの脱退に伴い、出資金の払戻しを請求します。また、退職後も共済を継続利用するため、貴組合への加入を申請します（共済継続利用者の場合）。

請求日	<誓約・同意事項> 契約者等の個人情報、本人確認・共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されることを被共済者とともに同意します。また、所属する労働組合を通じて請求する場合は、これらの個人情報が労働組合へ提供されることを被共済者とともに同意します。※個人情報の取扱いに関する詳細は、H P等のプライバシーポリシーをご参照ください。
20 年 月 日	

▼現在の所属組合 ※現在、退職者組合に所属している場合および死亡脱退の場合は、「▼現在の所属組合」欄のみを記入してください。

県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号	組合名	職場名

▼退職後所属組合

県	組合	支部	職場コード	職員コード	退職者組合名・支部名

組合員名 (必ず記入してください)	自治労共済生協の定款を了承し、出資金請求を行います。	生年月日
フリガナ		西暦 9:19:0:20
自署		年 月 日

▼請求事由・返戻方法 ※退職後も継続利用できる共済を申したい場合は、「④退職後の継続利用による100円留保」となります。

請求事由・返戻方法	① 死亡脱退による全額返戻請求	・全額返戻請求の場合は、すべての契約の終了日を記入してください。 ・100円留保の場合は、退職後に継続する契約以外の終了日を記入してください。 ・すべての契約が終了済みの場合は記入不要です。
	② 制度利用終了による全額返戻請求	
	③ 退職による全額返戻請求	
④ 退職後の継続利用による100円留保 (退職組合員加入申請) 出資金1口100円を留保し、残額を返戻請求します (出資金が100円以下の場合は、残額の返戻請求はしません)。 ※出資金は全契約終了後に全額返戻請求することができます。	退職 (予定) 日 20 年 月 日 解約 (予定) 日 20 年 月 日	
退職後も継続利用する (④) ためには、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。 一致する条件にチェックをいれてください。 <input type="checkbox"/> 満50歳以上 <input type="checkbox"/> 25年以上勤続して退職	退職後も継続利用する共済にチェックをいれてください。 <input type="checkbox"/> マイカー共済 <input type="checkbox"/> 自賠責共済 <input type="checkbox"/> 住みいる共済 (全労済管理) <input type="checkbox"/> 退職者団体生命共済 <input type="checkbox"/> 退職後共済 <input type="checkbox"/> 交通災害共済 (全労済管理) <input type="checkbox"/> 介護保障 <input type="checkbox"/> 個人賠償責任共済	

※出資金は、すべての共済制度を解約した日以降のお支払いとなります (解約には別途解約申込書の提出が必要です)。

▼受取口座 組合員ご本人の口座をご記入ください (組合員死亡の場合は、受取人の口座をご記入ください)。

出資金お受取口座	① 労金・銀行	銀行コード	労働年金保障基金機構	店番号	支店
	② ゆうちょ	通帳記号	通帳番号 (右つめ)	1	カナ

※振り戻し金の振込口座の届出をされていない方は、今後、振り戻し金が発生した場合、今回の申請口座に振込みします。

▼支払通知書送付先住所 (送金後に送付されます) ※登録住所と異なる住所への送付を希望される場合はご記入ください。

〒	都道府県	市郡区	連絡先電話番号
			- -

※登録住所を変更する場合は、別途「生協加入申込書兼組合員情報登録・変更申込書」の提出が必要です。

▼受取人指定欄 (組合員死亡による請求の場合のみ、記入・押印してください)

受取人名 (フリガナは必ず記入してください)	組合員との続柄	自治労共済生協の定款を了承し、出資金請求を行います。なお、私が受取人を代表して受領した出資金に欠し、他の受取人から異議等が申し立てられた場合は、貴組合にはご迷惑をおかけ致しません。
フリガナ	① 配偶者 ② こども ⑦ その他 ()	

※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。

事務処理欄	単組支部			単組本部			県支部			推進本部	
	受付日	検	未・済	受付日	検	未・済	受付日	検	未・済	パンチ提出	未・済
送付日	/			/			/			登録日	/
確認印	印			印			印			確認印	印

<2024.10>

総合共済

総合(慶弔)共済

結婚・退職・死亡など
たすけあいのじちろう共済の礎

長期共済

在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済 個人年金共済 個人長期生命共済 終身生命共済

税制適格年金

新団体年金共済

退職後の年金のための
積み立てタイプの共済

団体生命共済

団体定期生命共済

じちろう退職者団体生命共済

団体定期生命共済

病気やけがなど“もしも”に備える
いのちと健康の共済

親子共済

個人長期生命共済

大学進学資金のための積み立てに
万一のときの保障を
プラスした共済

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

大切な住宅と家財のために
火災、風水害・地震に
備える共済

じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

補償の手厚さと
団体割引適用の掛金で
カーライフを応援する共済

自賠償共済

自動車損害賠償責任共済

すべての自動車・バイクに
加入義務のある共済

交通災害共済

交通災害共済

交通事故による
死亡・身体障がい・入院・
通院を保障する共済

介護保障

終身生命共済

要介護状態に
備える保障

「安心」は、
未来の自分と家族への
贈りもの。

